

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十一回改定委員会

平成十五年六月二十七日（金曜日）

午後二時開議 JICA 国際協力総合研究所 大会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	有馬 裕	外務省経済協力局無償資金協力課 首席事務官
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長

-----◇-----

○ **原科共同議長** 開始致します。國島共同議長と原科で議長をしておりますが、本日は私、原科の担当でございます。それでは、第 10 回改定委員会以降の事務報告をお願い致します。事務局からお願い致します。

○ **事務局 鈴木（以下 鈴木）** それでは、事務局からご説明申し上げます。その前に、配布資料の確認をさせていただきます。冊子が 1 つ、原科共同議長の新聞記事のコピーが 1 枚の 2 種類の資料となっております。

第 10 回改定委員会以降の事務報告は、1 ページめくって頂きます。提言起草グループの第 3 回打ち合わせを開催致しました。6 月 25 日でございます。これまでのガイドラインの基本方針等、委員会で議論頂いた点について起草グループでまとめられました。資料「EC.11/4」に付けております。これについては後程、会議の最後でご紹介するというに、ビューローの打ち合わせで決めさせていただきました。事務報告は以上です。

-----◇-----

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。では、2 番目のビューローによる打ち合わせの報告でございます。いつものようにこの会議に先立ちまして、今日は午後 1 時 30 分からビューローの打ち合わせを行いました。本日はこの論点の協議ですが、「II. 手続き」の「1. 環境社会配慮の確認と支援」について、前回の議論に続いて行います。目標として 1 を終え、「2. 情報公開」まで出来たらと考えております。

ご覧のように、論点の協議には項目がたくさんあり、我々の計画では、今回と 7 月 11 日、14 日の 3 回で全てを行います。状況としては、厳しいと思います。そのようなことがありますので、委員の皆様にはご連絡をしましたが、毎回 3 時間の議論を若干延長させていただきたいということで、今日は 1 時間ほど延長をお願いしたいと思っております。ですから当初の終了予定時間は 17 時ですが、18 時までお付き合い願いたいと思っております。次回も概ねそれに近い形になるかと思いますが、そのような進め方をさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、7 月 11 日、14 日に提言の作成に入るところまでを進めたいと思っておりますが、その後の進め方につきましては、また後程ご相談したいと思います。ビューローによる打ち合わせについて、他に何かございますか。

それでは、3 番目に入りたいと思います。論点の協議でございます。「1.環境社会配慮の確認と支援」は前回の続きになりますが、1 ページめくって頂くと「EC.9/3 rev.」です。その最初のところに「1.2 手続き」がございます。(1) が先週終わったところです。今日は「(2) プロジェクトサイクルの準備段階」というところから始めます。さっそくこれに関する資料の説明を事務局をお願い致しますが、その前に前回の松本委員（メコン・ウォッチ）の意見のご紹介から入りたいと思います。JICA から用意して頂いた資料については、すでに前回ご説明頂いておりますので、それを繰り返さず、早速これに対する意見ということで、資料「EC.11/3」になります。松本委員からのご意見

というところを開いて下さい。タイトルは『JICA 環境配慮ガイドライン改定／手続き「事前調査及び予備調査」以降』ということで、ご意見頂いております。このご説明を簡単をお願いしてもよろしいでしょうか。到着早々で申し訳ございません。

-----◇-----

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** その前に、前回実は松本委員（FoE Japan）が最後にご質問されて、事務局側がそれを預かったと思うのですが、どうなりましたか。
- **原科共同議長** すみません。うっかりしておりました。どのようなことだったか、今一度ご説明して下さい。
- **松本委員（FoE Japan）** 議事録にも出して頂いておりますが、スクリーニングを地域の特性とそのプロジェクトの特性というものだけに限定したものが、この JICA の案に書かれていたのですが、影響の不確実性や度合いといったものも、JBIC のスクリーニングの項目の1つに入っております。そういったものを、JICA の中で含まれてはどうかということと、提案の中に入っていなかったのも、何か入れない理由があればご説明頂きたいということです。
- **原科共同議長** それに対してレスポンスがなかったということですか。私は、そういう提案があったことを踏まえて、提言書に反映させるということと誤解しておりました。それはレスポンスが必要だということですね。お願い致します。
- **鈴木** ご質問に対して、今回の会議でお答えするということに申し上げたと思います。私どもでは、実はこの部分「プロジェクトの環境負荷の内容、程度、不確実性」という JBIC で書かれていたものが抜けていたということでございます。資料「EC.9/3 rev」の2ページ、「1.3 カテゴリ分類」のA、「環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような事業は～」というところで、用を得ると思いましたが、ここはあえてはずしました。不確実性というところはまさに「可能性」の部分で、負荷の内容程度というのは「重大で望ましくない影響」というところと同じ意味なのではないかと思ひ、はずしました。従いまして、もしここで「負荷の内容、程度、不確実性」というところを、スクリーニングの1つの捉え方として入れるべきというご議論があれば、そこは検討させて頂きたいと思ひます。そのような趣旨でございます。
- **原科共同議長** よろしいでしょうか。
- **松本委員（FoE Japan）** 私としては、是非その項目の中に入れて頂きたいと思っております。

-----◇-----

- **原科共同議長** 分かりました。では、そのように進めたいと思ひます。それでは、松本委員（メコン・ウォッチ）がご用意下さった資料「EC.11/3」をご紹介下さい。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** ありがとうございます。メコン・ウォッチの松本です。少し長くなりますが、よろしくお願ひ致します。最初に「用語」と書いてありますが、これは環境省の小川委員の整理についてということです。しかし、これを正式に説明す

るのは今日の会議の最後ですので、小川委員の整理と書いてありますが、私が先に説明することになってしまいました。

用語の使い方で、最初に気をつけた方がいいと思っていることがここに書いてあります。まず、JICA が実施する調査や技術協力プロジェクト。これを『協力事業』と呼ぶ。この協力事業によって支援することを目的としている相手国の事業があるわけですが、これを『対象プロジェクト』と呼びます。まず JICA の事業があり、それと対象プロジェクトはイコールではなく、様々な関係があるので言葉を変えた方がいいということが第一です。従って、協力事業で行う環境社会配慮のための調査を、ここでは『JICA 環境社会配慮調査』と呼ぶ。一方相手国が行う、かつて今井専門員が「法 EIA」という言葉を使ってここで説明されたものについては、『現地環境影響評価』と呼ぶ。これは対象プロジェクトの中で、相手国が実施する調査であるという位置付けにしたいと思います。このような言葉の使い方を、小川委員の整理に倣ってさせていただきます。以下は、その用語に従って書いております。もしかすると少しミスがあるかもしれません。

前回、発掘段階のご説明をしまして、今日は「3.プロジェクトの事前調査及び予備調査」についてご説明します。流れは前回と同じです。まず具体的なことを書くにあたって、自分自身何が重要だと考えたかということを書いております。そこに書いてありますように、「深刻な問題のある案件を不採択にする」、「カテゴリ分類に基づいたメリハリのある方法を考える」、「S/W に必要な合意事項を盛り込む」。これは開発調査についてです。「無償資金協力事業の審査を提言する」というのが、私が考えたこの柱です。それに従って、具体的に説明します。

「3-1 事前調査及び予備調査が必要な協力事業」というのを特定する必要があると思います。全ての開発調査と技術協力プロジェクトは事前調査を実施するべきだと思います。無償資金協力事業のうち要請段階のカテゴリ A と B は必ず予備調査を実施することです。C については適宜行います。もちろん環境社会配慮面以外の理由で、予備調査が必要な場合もありますから、ここはあくまで環境社会配慮面で、場合によっては C もありますが、必ずというのは A と B であるということです。

2 つめが、私の前回の提案及びここでの議論の大体のコンセンサスとして、要請段階でスクリーニングを行うという方法が、大体コンセンサスがとれたと思っているのですが、そのスクリーニング結果をここで再確認するという事です。まず要請段階で不十分だった情報を、補足する必要があると思います。要請段階で必要な情報については、すでに 6 月 20 日の改定委員会に私が出した資料の中で、具体的に項目を挙げて説明してあります。この際、要請段階の JICA のコメントを活かすということは大切だと思います。この補足情報に基づいて、スクリーニング結果を再確認して、必要があればカテゴリ分類をやり直すということが、この段階ではまず大事だと思います。このスクリーニング結果の再確認というのは、JICA と相手国政府・実施機関と共同で行う。この再確認した結果、カテゴリ分類の変更、あるいは当初予定していた事前調査や予備調査の

範囲の変更が必要になった場合は、改めて事前調査及び予備調査をやり直すこともあり得るということです。このスクリーニング結果を再確認した後も配慮すべき環境社会配慮が新たに判明した場合等、必要に応じて JICA はカテゴリ分類を変更する。これは JICA から提出されたペーパーにもありました。これは付しておいた方がいいと思います。

そして、スクリーニング結果の再確認の中でも書いている、事前調査あるいは予備調査における現地調査の実施についてです。カテゴリ A の案件については、スコーピングに先立ち調査団というものは現地踏査を必ず行う。そして多様なステークホルダーから聞き取り調査を実施するという事です。その際、住民にとっての開発ニーズ、予測される環境社会配慮、事業実施機関からの情報提供、住民との協議の状況について特に留意してほしいと思います。その結果が、協力事業の実施の可否、スコーピングの段階に反映されなければならない。カテゴリ B については、必要に応じて実施するという事だと思います。

それに基づいてスコーピングというプロセスに入るのが、この事前調査かと思います。スクリーニングの再確認後、カテゴリ A、またはカテゴリ B に分類された案件については、別途示します「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」を満たすように、JICA 環境社会配慮調査のスコーピングを行う。この「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」というのは、JBIC の環境社会配慮ガイドラインの第 2 部の第 1 に値することなのですが、これについてはここで説明した方がいいと思いますので、少々そこについてご説明させていただきますと、ページをめくって頂き、私の作成した資料の 4 ページ目。「3-11 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」です。JBIC の環境社会配慮ガイドラインの第 2 部第 1 の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮をベースに考えるということです。この中で、検討する影響のスコープというところがありますが、このうち社会的関心事項というのは、この場で議論にもなっておりますが、もう少ししっかりと書いて、社会影響という形で抑えた方がいいと思います。

ここはそんなに簡単ではなく、実を言いますと現在世界銀行が、セーフガードポリシー全体の再構築の中で、社会配慮（SIA : Social Impact Assessment）についてのペーパーを用意しています。本来は昨年中にドラフトが出来るはずだったのですが、まだ出来ていません。それを少々参考にしたかったのですが、出来ませんでした。従ってその取っ掛かりとなっている社会開発戦略に関するイシューペーパーや、JBIC ですでに使っている社会配慮ハンドブック、あるいは WCD（World commission on Dams）に提出された SIA のペーパー、企業の社会的責任を研究・推進する ERM という団体がまとめたペーパー、JBIC のガイドライン研究会で提出されたペーパーを参照しながら、ポイントをここに挙げています。

ポイントは 9 つあります。1 つは、貧困層への影響。これは JICA の貧困削減の課題別指針でも触れられていますし、世界銀行の社会開発戦略でも極めて大きく取り上げら

れています。これが一点目です。

二点目が地域経済への影響。ここに含まれるのは、土地利用、雇用、ソーシャルキャピタルというものでありまして、これは特に世界銀行の社会開発戦略のイシューペーパーで重視されている点です。もちろん世界銀行の社会開発戦略というのは、社会開発を進めるという意図があるのですが、その一方で社会面でのセーフガードという点でも扱っています。従って、そこにこのような点が挙げられているということでございます。

3つめがジェンダーへの影響。これはすでにJBICにも入っております。

4つめは、生計への影響。土地、現行の生計手段と書いてあります。ここで重要なのは、現金経済に限らず、自給自足的な **subsistence economy** の農村地帯が、現金経済に移行せざるを得ないような場合、それによる社会影響ということも意としてあります。

5つめが人口動態。住民移転については社会影響として大きく扱われておりますが、ここでは異なる民族グループが入ってくる、あるいは新しい住民の移入。必ずしも住民移転ということだけではなく、そうした人口移動、それによる影響というのが、この点でございます。

6番目も比較的合意が取れていると思いますが、伝統、宗教、言語など文化への影響。

7つめが、既存の社会インフラの影響。今まであった道路、あるいは今までの独自のエネルギーの源、水供給の方法。そういったものへの影響。

8つめが、公平性。土地の分配、貧富の差。そうしたものへの影響。

9つめが、健康と安全への影響。これはすでにJBICの中でも触れられていると思います。この対象プロジェクトに求められる環境社会影響というのは、JBICのガイドラインでこのように書かれていますのですが、「本行は、本行の融資等を受けようとするプロジェクトにおけるプロジェクト実施主体に対して、ここに示す考えかたを踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す」ということをJBICで位置付けています。つまり、これを基にカテゴリ分類をするのではなく、全てのカテゴリの、全ての案件について、適切に配慮されなければならないという位置付けであります。

もう一度2ページ目の冒頭に戻ります。ここで挙げた「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」を満たすように、JICAの環境社会配慮調査のスコーピングを行うということです。スコーピングには環境社会配慮の点から調査・検討すべき項目と同時に調査等の方法についても含むと考えます。特に開発ニーズの適確な把握、事業を行わないという選択肢を含めた代替案の検討、事前の十分な情報提供に基づくステークホルダーの参加と意見の計画への反映といった点には、このスコーピングの時には留意が必要だと思えます。

スコーピングにはJICA調査団及び相手国政府・実施機関が協力をして行っていくということです。

スコーピングの過程の中で、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の特定

の項目を配慮する必要がないと判断することがあると思います。全てのプロジェクトで適用されるかというのは、フレキシビリティが必要だと思いますので、その場合にはそこは配慮について検討する必要がないという理由を明らかにする必要があるというように思います。

スコーピングの結果を、JICA 環境社会配慮調査方法書という国内のアセスの用語になってしまいますが、方法書として作成をする。特にカテゴリ A 案件のスコーピングには、先程も申し上げましたが、事前に十分な情報提供を受けた影響住民や関心を持つ市民社会組織などのステークホルダーの意見が反映されていなければならないということは、カテゴリ A には求められると思います。これは事前調査あるいは予備調査の段階で行う必要があるスコーピングという捉え方です。

現状で行われているものについて色々お話を伺いますと、なかなかここまでは行えない状態であると思いますので、3-5にあるように実施体制についても、何らかの提言をしないと片手落ちになるかと思い、そこに書きました。この要請の段階でカテゴリ A または B に分類された案件については、スコーピングのために十分な時間と適切な環境社会配慮団員配置が必要だと思います。特にカテゴリ A 案件の環境社会配慮団員については、自然環境と社会配慮の担当者をそれぞれ配置すべきであり、場合によっては複数配置すべきである。カテゴリ B 案件についても、必要に応じて同様の配置が求められると思います。このような実質体制の強化で、先程述べたスコーピング、あるいは事前調査での現地踏査というものを行っていく必要があると思います。

それを踏まえた上で、それを次の段階に進める場合の方法は、開発調査と技術協力プロジェクト、無償資金協力では方法が違うので、ここは分けざるを得ないと思い、分けて書きました。3-6が環境社会配慮面から必要とされる S/W（スコープオブワーク）の内容です。JICA 環境社会配慮調査方法書に基づいた調査・検討項目や調査方法書等について相手国政府と合意をするという点。

カテゴリ A や B の案件については、できるだけ対象プロジェクトの現地環境影響評価（現地が行う法 EIA）、カテゴリ B の場合であれば環境調査や社会調査と並行して、本格調査や実施協議調査が行えるように相手国政府に求める。これは、今井専門員のお話の中であったかと思いますが、必ずしも相手国政府が行う EIA のプロセスと、JICA の調査がうまく具合に重なり合っているとはいえないというお話があったかと思いますが、JICA の役割のところは、相手国政府がきちんと環境社会配慮をしているということが確保されているということを確認すると同時にそれを支援することであります。私は、JICA が調査をし、その調査報告書を相手側に出すだけで「支援」と呼ぶにはふさわしくないと考えております。ですから、本当に JICA が「支援」を責務と思うならば、ここはしっかりと相手が行うプロセスと、JICA が行う調査がうまく重なるように、この段階で相手国政府に出来る限り求めていくということは大事だと思います。

また、協力事業の JICA 環境社会配慮調査の内容を、現地環境影響評価報告書や環境・社会調査報告書等、対象プロジェクトの環境社会配慮に必要な文章を反映させることを相手国政府に求める。これを S/W の段階で行うかはともかく、最終的に JICA が行った調査というものを、相手国政府が作成する文章にも適切に反映させるということを求めることは必要だと思います。

協力事業の対象プロジェクトの現地環境影響評価が、これはそのまま使っているのですが、JBIC の環境社会配慮ガイドライン第 2 部 2 項に、カテゴリ A 案件に必要な要件がそこに書かれているのですが、これはもちろん相手国政府の法律や制度に基づいて行われる EIA です。求めることしか出来ませんが、この段階で求めることは必要かと思います。これはカテゴリ A 案件についてです。

スクリーニングの再確認の結果、代替案検討など上位の調査が必要となる場合は、この S/W を通じて相手国政府と協力事業の内容の変更合意をすることが必要だと思います。

この段階で、この改定委員会で議論してきた政治的・社会的条件の配慮についても合意する必要があると思います。特にプロジェクトに批判的な意見を述べることで、嫌がらせや報復を受ける恐れがあるような場合、匿名での意見聴取を行うことや、JICA 調査団が独立した通訳を確保することなど、適切な配慮の方法についてこの段階で合意する必要があると思います。書き方は皆さんに分かるように、かなり刺激的な言葉を使っていますが、もちろん具体的にこのようなことを防ぎたいという意思を伝えたかったので、書き方は相手国を配慮した書き方が必要だと思います。ただ意図していることは、このようなことをございます。これが開発調査や技術協力について、S/W の中で必要だと私が思った点です。

次が無償資金協力についてです。無償はすでにこの場で、事務局の松浦さんからご説明頂いて、無償の中的意思決定というものが、実は交換公文のところまでなかなか明確な意思決定をすることがないということが、非常に大きい悩みでした。そのようなこともあって、書き方が若干シャープではありません。

まず、JICA 環境社会配慮調査方法書に基づいた調査・検討項目や調査方法を外務省に提言するということになります。カテゴリ A 案件については、予備調査に基づいた JICA 環境社会配慮調査を、開発調査の枠組みで実施するよう外務省に提言をする。これは、括弧にも書いてありますが、私が望ましいと思うのは、要請書の段階でカテゴリ A に分類されたものは、予備調査を含めた今までのプロセスに回さずに、全て開発調査に回してしまうということに同意出来るならば、それが一番分かりやすいと思います。ただ、今説明した中でもカテゴリ分類のやり直し・再確認ということが予備調査の中にありますので、予備調査によってカテゴリ分類が変わってくるところもあるので、とりあえずこの予備調査の部分にもこのことを入れておきました。従って再確認の過程で、カテゴリ A に分類されたものについては、予備調査を行ってスコーピングをしたら、そ

れを開発調査に回すということを外務省に提言するということが適切ではないかと思
います。

カテゴリ A については、相手国政府が実施する現地環境影響評価報告書を日本政府が
審査するまで基本設計調査は行わないように提言をする。これも括弧内に条件をつけて
おりますが、前回の改定委員会で外務省無償資金協力課長の山田委員から基本設計調査
に進むと後戻りするのは難しいという発言がありました。もちろん制度上はここで止め
ることはできるが、実際問題としては難しいという発言がありました。従って、その現
地環境影響評価等必要な措置が適切にとられているかを確認するまで、基本設計調査に
入るべきではないと私は考えたわけです。つまり相手が行う EIA の結果、これは支援
が難しいと思っても、基本設計調査に入ると後戻りが難しいのであれば、それは基本設
計調査に入るべきではないというように考えました。もし次々項で提案している審査方
法を確立して、基本設計調査が支援の事実上の Go サインでなくなれば、この一文は必
要ないと思います。非常に細かい書き方で恐縮です。これは次々の項目で説明致します。

無償資金協力のうち、カテゴリ B 案件についてどうするかということですが、予備調
査の結果に基づいた JICA 初期環境社会調査 (IEE)、これは JICA が行うということ
であれば JICA 初期環境社会調査という名前がいいのかと思いましたが、これを基本設計
の一部として実施するよう外務省に提言をするということかと思えます。

そして、次々項と言ったのはこの件ですが、カテゴリ A と B の案件については、JBIC
の環境レビューに匹敵する審査が必要だと思います。JICA の環境社会審査を担当する
部署を新しく作るということを提言したいのですが、この部署がカテゴリ A・B 案件の
環境社会面での審査を実施することを、予備調査報告書の中で外務省に提言するとい
うことが必要かと思えます。もちろん外務省側、無償資金協力全体の制度として、それ
を確立するという方法があるのですが、あまりにこの検討委員会からは離れてしまうので、
ここで最低限できるのは、毎回外務省に対して JICA がそれを提言するということだ
と思えます。

私は率直に申し上げて、同じ ODA でありながら、カテゴリ A や B の案件について、
有償と無償で環境社会面での審査が大きく異なるというのはおかしいと思えます。
JBIC はしっかりした体制で環境審査室を設けて審査をする。しかし外務省はなかなか
そこまで審査をする体制はないと私は理解しております。従ってここは、カテゴリ A と
B の案件について、なるべく同等の審査体制を確保する必要があるというように思いま
す。従って、ここにも書いてありますように、私はやはりその審査というものは、JICA
の審査部署に委ねるということを、この改定委員会で言える範囲のやり方で提言した方
がいいと思っております。

本ガイドライン及び JBIC の環境社会配慮ガイドライン第 1 部 4. (3) 及び第 2 部 2.
で、あまりに細かくてこのガイドラインをお持ちでない方はイメージがつかないと思
いますが、必要なところはこれと同じように適用して審査をする必要があると思
います。

これは具体的には、JBICの方に審査をどのように行うかということは書いてあるので、それを適用する。それから情報公開面。これは情報公開のところでも改めて申し上げますが、現地環境影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等。相手国政府・実施機関等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を公開して、現地環境影響評価報告書等を支援可否の意思決定の少なくとも120日前に開示しなければならないという、JBICの場合には円借款の場合に適用されることだと思っておりますが、この点については入れる必要があると思っております。この点を要請段階での採択通知、もしくは予備調査のM/Mにおいて、外務省から相手国政府・実施機関に伝える必要があるのではないかと思います。

ここは先程申し上げましたように、国と国の関与というものが無償資金協力の場合、E/Nまで正式に見当たらない中で、一体どこで相手国に伝えたらいいのかということは、私は悩むところです。ここはむしろ知恵を拝借したいと思っておりますが、どこかの場所でJICAが外務省の協力を得て、相手国政府にこうしたことについて伝える必要があるというように思います。

次です。3-8は事前調査及び予備調査に基づく協力事業の不採択についてです。事前調査及び予備調査段階で、要請時に考慮しなかった深刻な環境社会影響が確認された際、以下の場合には本格調査、実施協議調査、基本設計調査の支援を行わないことを外務省に提言する。これは前回お話したことと同じですが、『開発ニーズの把握が不適切な場合』、『事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合』、『カテゴリA案件にも関わらず、影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も実施が困難な場合』、『開発事業による悪影響をうけやすい地域におけるカテゴリA案件』、『JICAが求めた追加的な関連情報が提供されず、事業支援の是非を判断できない場合』、『事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば、環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合』、『S/Wにおいて本ガイドライン上求められる要件に合意が得られない場合』という場合は、JICAから外務省に実施は困難であるということ提言すべきではないかと思います。

ページをめくって頂きまして、4ページ目の3-9になります。こうした提言、JICAから出す提言を責任あるものとする方法です。これも前回と同じですが、外務省が協力事業の実施を決定した事業については、事前調査の結果とそれに対してJICAがどのような提言や報告を行ったかを、外務省の意思決定後できるだけ速やかに公開するということです。

公開するJICAの文書には、そこに書いてありますように、(1)開発ニーズ、(2)協力事業地域の自然環境、(3)予測される環境社会影響、(4)事前調査段階で配慮した政治・社会状況、(5)住民参加と情報公開の現状、(6)代替案の検討状況についての分析と見解を含み、その上で(7)本格調査、基本設計調査、実施協議調査の支援の内容とそれに対するJICAの見解とその根拠を明記する。そのことによって、JICAが責任あ

る報告や提言をするということにしようということです。

3-10 は、それが外務省の意思決定に反映する。これは提言ということになりますが、外務省は JICA の提言や報告を尊重した上で、支援に対する意思決定を行う。JICA が中止や条件を提言した協力事業を続ける場合、JICA の提言や報告に対する外務省の見解を明らかにして、それを公開することによって、JICA の報告・提言に対して外務省がどのような理由で意思決定を行ったかということが明らかになると思います。

3-11 については、すでにご説明したとおりでございます。以上が事前調査・予備調査についてであります。続けた方がよろしいですか。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうでしょうか。このあたりで一回切りましょう。区切りがいいようですし、少し時間がかかりました。しかし、今くらいご説明頂かないと分からないと思います。この段階でご質問がございましたらお願い致します。それでは、これに関連すると思われ「EC.11/5」の山田委員の無償資金協力に関する資料を頂いておりますので、少しご紹介頂けますか。今日は山田委員の代理で有馬さんにお越し頂きました。
- **有馬委員** 有馬でございます。山田が本日出張中でございますので、代わりに出席させて頂きました。無償資金協力の流れと環境社会配慮について、山田がまとめました文書を「EC.11/5」として配布させて頂いております。予備調査のところまで、よろしければ簡単に外務省としての考え方を簡単にご紹介させて頂きたいと思っております。

「発掘/形成」にあたっては、JICA が支援をしながら、外務省が担当ということになっております。当然のことながら、JICA の調査が主とした発掘にあたっての参考資料となっておりまして、外務省としては相手国政府・関係機関との事前の協議を主として行っています。相手国政府として、どのような開発ニーズがあるのか。無償資金協力に関わらず、我が国からどのような支援を受けたいのかということなどにつき政策協議を多くの国と行っております。この協議の中で、先方のニーズを発掘していくということが非常に大事なのですが、環境社会配慮の観点からは、おそらくこのような段階から相手国政府に対して、我が国の問題意識というものを明確に伝えていく必要があります。我々の問題意識として、環境社会配慮というものをより重視していくということが、我が国の援助のスタンスであるということ、ただ単に限られた援助関係者だけが知るのではなく、大使館、JICA 事務所、現地で広く援助に関係する人が、これを共有するとともに、相手国政府に対してもその問題意識を共有してもらうことが重要です。

認識を共有するという重要性というのは、例えば大使館の中でも、相手国政府にもそのような認識がない場合、仮に環境社会配慮上の問題があるような案件について、そのような観点から見ている人からしてみれば、明らかに問題があるにも関わらず、外交上・政治上極めて重要な案件なので採択をするようにという議論が出得るということです。これは現場では起こり得ることで、最後はバランスの問題になるのですが、みな同じような認識を持っていれば、そのような難しい状況でも、現場の担当官が一人で苦し

むというようなことが減るのではないかと考えてございます。要請の段階でなるべく色々なスクリーニングをかけるということは、考え方として当然そうなのですが、現実に無償資金協力課が相手をする途上国の多くは、キャパシティ（能力）の問題から十分に環境社会配慮について、我々の問題意識を理解した上で、それに関係する情報を記載することは容易ではありません。我々が今頂いている要請書の多くは、内容そのものが不明確であるために、予備調査を出している例も多くございます。そのような意味では、問題意識を伝えつつ、相手国政府と共に今後作業をしていくことではないかと思えます。

また、相手国政府に問題点を記載することを求めて、また我々が今後環境社会配慮を重視していくということを伝えることは容易です。しかし、それを伝えるとかえって本当のことを言わない。また、事業を進めたいが故に、我々と本当の情報を共有しないということも起こり得るということを、念頭におく必要があると思えます。

その次に予備調査でございます。予備調査は今申し上げたとおり、案件の内容が不明確であるとか、案件の問題意識がよく理解できない、要請書の内容が不十分で内容がよく分からないけれども、支援する可能性があるという場合に派遣しています。今までは要請書の内容をある程度相手国と話をした上で、それに対して基本設計調査を実施している例が多くあるのですが、今年度からより多くの予備調査をすることにしておりまして、出来るだけ事前に情報を収集した上で、相手国政府が十分に記載できない要請書を、我々が一緒になって考えていく、形成していくという観点から予備調査を増やしていこうと考えております。

これは JICA 無償部の協力を得ながら、今年度から進めたいと考えておりますが、まだ格段に増えているわけではありませんが、今年度から予備調査は大幅に増える見込みであります。当然のことながら、予備調査の実施は案件の実施を意味するわけではなく、我々としてはそもそもこの案件がどのようなものかといった観点から行っているわけですが、環境社会配慮上の観点から申し上げれば、これはそもそもどのような問題があり、その時点で我々としてその案件に対して、どのような態度を取るかということを考える情報を得ると共に、判断を下す段階を設けようという観点から行っております。

予備調査はコンサルタントを決定するために JICA 側が公示を行いますので、ある程度事業名称や事業と地域の概要を公表することが考えられると思えます。相手国政府との関係もありますので、相手国政府と相談する必要があるかもしれませんが、包括的に相手国政府の同意を得て、このようなことをすると、このような情報は公開されますということの了承を得ることによって、情報公開を進めていくということも考えられます。

最初に申し上げましたように、今後日本は社会影響を重視していく。住民移転がある問題や、環境に影響がある問題についてはカテゴリ分類をして、それに基づいて判断基準が変わってくるということを知って、情報を十分に出してこないということが考えられる中では、予備調査を実施する前のカテゴリ分類を公表することが有意義なのかとい

うことは、今我々の課内でも議論が出ております。予備調査の報告書は原則として公開するという事は、問題がないかと思えます。以上が予備調査の段階でございます。とりあえず、ここまででよろしいでしょうか。

-----◇-----

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。関連する情報として、今井専門員からも資料を頂いておりますが、これは後でよろしいでしょうか。それでは、この段階で区切りをつけましょう。今の部分でご質問、ご意見等ございますか。深田委員、どうぞ。

○ **事務局 深田（以下 深田）** 国際協力事業団の深田です。松本委員がご説明された中で、一点だけ確認をしたいと思えます。1 ページの 3-1 のところで、「全ての開発調査と技術協力プロジェクトは事前調査を実施する」と書いてあるのですが、どのような問題意識や根拠でおっしゃっているのかということです。多分、最初の段階で事前調査をしないとカテゴリ A なのか、B なのか、C なのかよく分からないのではないかと思います。

現実論において私は、C の案件については線が引けるのではないかと思います。逆に C の案件全てについて、事前調査を行うという判断というのは、現実の今の JICA の枠内であっても、事業実施において相当程度困難と申しますか、かなり不可能に近い話であろう。むしろ大事なのは前回にも申し上げたように、仮に C の案件と見なしたもので、実施の本格調査に入った段階で、予期しなかった影響が出ると判断された時に、それを止めるか止めないかというメカニズムがあることが、むしろ大事なのではないかと思います。そのような意味で、これはどのような問題意識で書かれたのか、少々それを確認したかったということです。

○ **松本委員（メコン・ウォッチ）** これは今まで全て行っていると思っていたところが 1 つにはあります。従って今でも必ずしも全て行っていないのであれば、そこは現実に対応した方がいいと思っております。その一方で、実はある程度ドラスティックに今とは違うと言えないこともないと思うのは、ある程度のスコーピングを事前調査で行った方がいいというように思っております。もちろん、カテゴリ C についてはその必要がないので、これは本当に現実に則して対応していけばいいと思えます。無償と同じように A と B だけというのも十分に考えられると思えます。それは逆に、JICA が全て行っていないということであれば、そのあたりの基準を教えてください、それに則したらいいと思えます。

○ **原科共同議長** 今の件は河野委員、お願い致します。

○ **河野委員** 外務省国別開発協力課の河野でございます。同じ場所の話なので、続けてお伺いしたいと思ったのですが、言葉の定義の問題かもしれないのですが、全ての開発調査と技術協力プロジェクトは事前調査を実施するという場合、開発調査ということについて、どのようなものを想定されていらっしゃるのか。つまり開発調査というのは、JICA のカテゴリの 1 つであり、予算項目上の 1 つであるということなのですが、その

中で行っていることということは、実際問題多岐に渡る部分があると思います。

おそらくこの環境社会配慮ガイドラインの適用が求められてくるというのは、事業（物理的な資金協力）での工事などという、環境の物理的改変というものに、後に繋がっていくフィージビリティスタディですとか、その詳細設計調査ですとか、そういった部分というのが一番関係してくるのだらうと思います。その反対の極に位置するものとして、開発調査という枠組みの中で、政策支援というものも行っております。これは政策アドバイスなのですが、一切物理的作業は伴わない。つまり知的貢献ということです。そういったものについて、おそらく環境配慮をしても、あまり意味のないものになってしまう。

若干議論が必要かと個人的に思うのは、マスタープランをどう扱うか。マスタープランというのも色々な形態があり、あるセクターについての政策を作ることもマスタープラン的に作ることもありますし、あるいは地域開発的なことで、物理的な作業に繋がっていくことを想定したマスタープラン作りもある。色々なカテゴリがあるので、一概に「全ての開発調査」と言ってしまうと、おそらく運用で広げすぎて、それを実際に JICA が行おうとすると、何も結びつかない、コスト的に考えても無駄な作業が増えてしまうのではないかと思います。そのような意味で、おそらくここに書かれている開発調査というものは、一定のイメージを持たれて書かれているのではないかと思います、その点についてご説明頂ければと思います。

- **原科共同議長** では、松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** はい。お言葉ですが、この議論をするならば、もっと早めに提案して欲しいと思います。今までずっと開発調査という言葉を使って、みな同じ言葉を使いながら、JICA のペーパーにも出てきている。しかも開発調査はこのような流れで行っていますという説明までされている。しかしこの段階にきて、開発調査にも色々ありますという話になるのは、私は理解に苦しみます。もしそうであるとするならば、國島共同議長が前回お話されたように、JICA 側の説明のペーパーにまず書くべきだと思います。

もちろん私は一定のイメージを持っておりますが、この会合の中で一度も開発調査の多様性について JICA 側から説明がない中で、この提案をした段階でそう言われても、実は私は困ります。マスタープランについては後で、実は 7 番目に項目があります。7 番目のところで、私も確かに重要だと思いますので、そこで申し上げたいと思います。もし開発調査について、「このような開発調査」というように、書き分けなければいけないのであれば、そこは今の段階で JICA からアドバイスを頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 今の件は、そうしますと JICA からということですので、鈴木さんどうぞ。
- **鈴木** はい。私どもの理解では、もちろん開発調査の中身という意味では、様々なセクターですとか、様々な分野、先程のマスタープランや地域開発計画については、以前か

ら議論が出ておりますが、様々なレベルで行っております。政策支援というものも、同様に開発調査の枠組みの中で行っているものだと思います。むしろここで気をつけて、我々が見ていくことは、スクリーニングの段階でカテゴリ分けをする時に、Aなのか、Bなのか、Cなのかというところで開発調査の中身がどこにあてはまるのかという議論ではないかと考えております。

私どものペーパーの中で、カテゴリ C に属するのではないかとということで、ご提案させて頂いている「EC.9/3 rev.」の2ページ目の下ところに、教育訓練（人的資源開発）、保健、栄養、制度開発、既存設備の維持管理というものがございます。制度開発というのは、政策支援とは書いておりませんが、類似したものだろうと理解しております。これは環境社会配慮面では、カテゴリ C に分類されるべきものではないかというのが、我々の提案でございます。ですから、カテゴリ A、B、C に分ける段階で、まさにスクリーニングの段階でどこのカテゴリに当てはまるのかということがポイントではないかと思っております。政策支援だからといって、全く違ったという意味で環境社会面でのスクリーニングをかけるということではなく、カテゴリの分類の問題だと思いますので、別のフレームワークで議論しなければならないということではないと私どもでは理解しております。

- **原科共同議長** それでは、河野委員どうぞ。
- **河野委員** すみません。若干言葉が足りなかったようですが、開発調査には色々あるので、その問題を新たに提起するというのではなく、ここで扱おうとしている開発調査というのは、何を問題にしているのかということです。つまり、今お話がありました、開発調査すべてを対象にするという、概念設定をすること自体はいいと思っておりますが、例えばカテゴリ A、B、C という環境影響に対応して、カテゴリ分けをするのであれば、開発調査・技術協力プロジェクトという、分け方とは別のカテゴリの分け方だと思うのです。そこが若干混在してしまうのではないかと。

そのような意味からするならば、概念設定として全ての開発調査・技術協力プロジェクトというものを対象にするのは構わないと思うのですが、さらにその中でカテゴリ A や B に属するものという言い方をしないで、自動的に開発調査全体をスコープに収めながら、カテゴリ C としておそらく分類されるであろう政策支援的なものというのは、自動的に、当然として、範囲されるわけなのです。ですから開発調査の中身が多様であるから、それを分けて議論しましょうと言っているのではなく、ここで扱うべきものを表現する言葉としては、開発調査という言い方ではなく、開発調査の中でカテゴリ A、B、C に該当するものというような言い方にしないと、いたずらにそのスコープが広がりすぎて、作業が合理的でなくなるのではないかと問題意識です。

- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょうか。松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** これはまさに深田委員のお話と同じだと思いますので、私も現実に則した書き方がいいと思います。この全てということにこだわっているので

はなく、今までの説明でいくと、無償は「場合によっては予備調査」という書き方が、これまで一貫してそのように資料が作成されてきております。ところが開発調査については、「場合によっては事前調査」ということは一度も書かれてきておりません。従って、私はそれに則しただけです。現実的に「場合によっては事前調査」であるならば、それは私も現実には則した方がいいと思います。つまり今まで出されてきた紙に沿って、私も作成しているわけですから、そのような意味で、今までも「場合によっては事前調査」だったというわけですね。そうでしたら、その現実には則した方がいいと思います。

- **鈴木** 明確にしたいと思います。環境社会配慮について調査をしているかどうかということはおきまして、事前調査を開発調査で全て行っているかどうかということであれば、全ての開発調査案件で事前調査を行っております。スコープオブワークスを決めるための、どのようなスコープで本格調査を行うかということ、先方と議論するための事前調査でございます。ただそれは案件によって、環境社会配慮面という形で団員が入っていないものも当然ございます。そのような整理でよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** 佐々木委員、どうぞ。

- **佐々木委員** ECFA から来ている佐々木です。今日は代理で参りました。私は、JICA の用語としての事前調査・予備調査のことをおっしゃっているのか、一般的な用語で予備調査・事前調査と言われているのか、少し混同があるように思います。JICA 用語で言えば、開発調査のための事前調査は必ず行われていると思います。しかし、ここにいる半数くらいの方が印象を持つ、事前調査という言葉が表すものは、JICA 用語では予備調査と呼んでいます。JICA 用語の予備調査は、相手国が要請書の中で、一体何を頼んできているのだろう、その地域はどんな地域なのだろう、どんなセクターを求めているのだろう、対象プロジェクトは何なのだろうかを検討するための調査です。

例えばカテゴリ分類するにしても、対象プロジェクトが協力案件の中にいくつもの対象プロジェクト、実施可能なプロジェクト、代替案も含めてある場合があります。1つの目標を達成させるために、いくつかの事業を組み合わせる場合もあるので、対象プロジェクトがいくつかになって、普通の場合は現地におられる ODA タスクフォースのような方々が情報を挙げてこられて、JICA の専門家や大使館が情報を挙げてこられて、我々のようなコンサルタントも事前に色々お手伝いしながら案件の内容が分かっている場合には、JICA 用語で言えば事前調査とは、S/W を結ぶ国際約束するためのミッションの目的と、環境的なスコーピングをするという目的と、残りは事前情報を集めるという目的を持っています。

それは、本格調査のために、コンサルタントを選定するためのビディング（入札）を行いますので、その競争を公平にするための情報を提供する役割があります。実は事前調査のスコープに入っている 3つの役割の中には、普通の人が想像する事前調査のファンクションはありません。私はないと思います。事前調査に自分もコンサルタントとして参加して 2度 3度驚いたのですが、JICA 用語の事前調査には、やはり事前調査的な

役割がないのです。そのような業務は、JICA 用語の予備調査の中に、本来制度的に埋め込まれているのではないかと思います。

- **原科共同議長** 今の事前調査という言葉ではなく、他の表現で言うとどのような日本語がいいと思いますか。
- **佐々木委員** S/W ミッションというのが、いいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。
- **鈴木** この松本委員のご提案の部分の「全ての開発調査と技術協力プロジェクトは事前調査を実施する」というこの事前調査は、JICA 用語でいう事前調査という意味ですか。そこをクリアにしたいと思います。
- **原科共同議長** そう思いますが、いかがでしょうか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 用語はそうです。事前調査は事前調査ですし、予備調査というのは無償の場合のみということを指しております。予備調査というのは、無償の中でも予備調査と書かれておりますので、無償は予備調査です。従って JICA が要請書に基づいて何か予備的に行う調査については、一切触れておりません。
- **原科共同議長** そうすると今おっしゃったのは、事前調査の中身ということですね。
- **佐々木委員** 必要ではないかとおっしゃっているのは、予備調査のことではないのですか。本格の開発調査のためにも予備調査を行う場合はあると思います。
- **原科共同議長** 今、佐々木委員がおっしゃった意味の事前調査を全てというのは、それを言っているわけですか。そのようなことですか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私は、それは発掘段階で頑張っていこうというのが前回の提案です。それは発掘の時に、しっかり調査団を派遣するのではなく、やはり出来るだけ相手国政府に尋ねて、相手国政府から出てくるものをなんとか出して、カテゴリ分類が出来るまでの段階にするというのは、キャッチボールを増やすことによっで行うというのが前回の提案です。それが非現実的であるとするならば、前回は形になっているプロ形しか出ておりませんが、そのようなものをもう少し使うしかないと思いました。
- **原科共同議長** はい。その件について、鈴木委員どうぞ。
- **鈴木** 今の松本委員のご提案について、前回の要請確認段階というところで、JICA からの提案としては、現地で情報収集だけでも、なかなか集まりきれない部分があるのではないかと、限界があるのではないかとということで、前回の文章のところ（今回の要請段階のところを見て頂ければ分かると思うのですが）、JICA は調査団を派遣し、資料収集、現地踏査、利害関係者へのインタビューを行い、環境社会面での調査結果を外務省に報告すると、要請確認段階のところを書いてありますが、これがまさに今議論になっている、いわゆる一般的な意味で使う事前調査というように、我々は捉えてここに提案しております。以上です。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。だいたい整理つきましたか。その前に私が気になったのは、さっき政策支援についておっしゃっていて、これは環境社会配慮の対象にならないようなことを最初におっしゃっていましたが、そうではないと思いますが。一応そのようなものもチェックするが、結果的には大体大多数が対象外になるということですか。
- **河野委員** 整理の仕方だと思います。例えば開発調査というものは、色々なカテゴリのものが、色々なやり方があるということは、おそらくそれは共通の理解だと思います。それをカテゴリ別に切り分けることが、非常にややこしくなるということはあると思うので、そうするならば開発調査として一旦対象にした上で、具体的に事前調査をするのは、F/S やマスタープランという形態別ではなく、事業によって予想される環境に対するインパクトに従う。
 カテゴリ分けされるということであれば、そこはどのようなカテゴリのものであろうと、一応カバーは出来て、統一的な枠組みの基に判断が出来るのではないかと。要するに形態別の書き方をするだけでは、不十分である。先程おっしゃっていたように、カテゴリ A、B という概念を導入した形で書いた方が、おそらく現実的に分かりやすく、シンプルではないかと思います。
- **原科共同議長** そのような意味では、同じようなことだと思います。表現が少し違うだけで、同じだと思います。そのような意味で、全て対象にして、スクリーニングをして、その結果として政策支援というものは、大多数というものは C になるでしょう。これは過去の経験からですが、そのようなチェックをするということだと思います。
 それから先程おっしゃった事前調査というものは、そのような意味でスクリーニングに必要な情報を集めることが、大きなポイントだと考えてよろしいのでしょうか。どうでしょうか。そうであれば、全てという意味が分かってきます。スクリーニングを行ったあとのことも入ってきますか。まず、スクリーニングをするための情報も必要だと思います。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** これは前回の議論が十分でなかったからだと思うのですが、この場できちんと議論しておいた方がいいと思うのは、要請書段階でどこまで求めていくのか。今の外務省からのお話もあったように、やはりそこでは難しいという意見も当然あるわけです。そのような中で、私の案はどちらかというと、要請書段階で出来る限り情報を収集した上で、事前調査の段階は、スクリーニングは再確認、メインはスコーピングというのが私の考えであります。
- **原科共同議長** そうしますと、今おっしゃった事前調査ですと、スクリーニングのあとということになりますか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** ですから前回提案しましたように、要請書段階でスクリーニングをして、カテゴリ分類をするというのが、前回の私の提案なのです。したがって、そのスクリーニングを基に、事前調査の段階からある程度軽重が付くと思うので

す。それによってスクリーニング結果を再確認して、カテゴリ分類のやり直しがあるものが出てきても構わないと思いますが、基本的にそのスクリーニングというのは再確認という形で、むしろその後スコーピングを行うために、私はここに現地踏査という書き方をしておりますが、少なくともカテゴリ A になったものについては、現地調査をする。それに基づいてスコーピングをするというのが、メリハリという意味では、やはりカテゴリ A については予備調査の段階で、かなりの情報を一旦取って、きちんとスコーピングをしようというのが私の提案です。

- **原科共同議長** それは今までの議論の中で、そのようなことが多かったと思いますが、事前調査でも色々あるようですので、きちんと整理しておかないといけないと思います。そうなりますと、全ての開発調査、技術協力プロジェクトの事前調査を実施するというのは、表現がおかしいかと思います。スクリーニングの結果で変わるわけですから。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** それはまさに、先程の深田委員のお話にもあった、現実的に A や B という対応であれば、それに則した方がいいかと思います。
- **原科共同議長** では、だいたいそのようなことで整理出来ましたでしょうか。それを踏まえて起草グループで文書を作成して下さい。どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 確認と申しますか、現場で関わっているコンサルタントの方にお話を是非伺いたいのですが、私も松本委員の提案書を作るにあたって、色々意見交換をさせて頂きました。特に事前調査について、先程佐々木委員が「事前調査は S/W ミッションだ」とおっしゃいました。私も松本委員の提案にあるように、本当に S/W ミッションというものは、もう少しきちんと環境のスコープについて調査が出来る、あるいは本調査を行う前にもう少しきちんとした予備調査にあたるようなもの、JICA の無償の予備調査ではなく、そういったものがやはり本調査の前に必要ではないでしょうか。

そうお感じになっていらっしゃるようであれば、もう少し今の事前調査という限定した取り組みよりも、もう少し事前の環境調査というような要素も、場合によっては影響の大きいものだけに限られるのかと思いますが、もう少し膨らませた発想が必要ではないかと思いました。私はお話を聞いていて、このガイドラインのあり方について考えているだけですので、むしろ現場の方の意識というようなものを、もしこの場でお聞かせ頂けるのであれば、お願いしたいと思います。

- **原科共同議長** よろしいですか。佐々木委員、どうぞ。
- **佐々木委員** はい。佐々木です。その事前調査に正直 2 回参加したことがあるだけなのですが、その他はあとの本格調査を実施する中で、事前調査結果の影響を受けてしまう経験を多く持っています。事前調査で、きちんともう少しこうしてもらえれば、本格調査を始める時に、もっとスムーズに出来るのではというような影響を受けてしまう場合があります。他方、事前調査に参加して感じることは、最近の場合特に相手国からの要請に対して JICA 側が、より良いプロジェクトにするために、事前調査での相手側との

協議の中で、カウンタープロポーザルをされることが多くなってきていますが、それはむしろいい方向にいていると思います。

私が担当した案件の場合、ジンバブエのあるエリアのダムの事前調査に行きましたが、それを単にダムのプロジェクトとしてスコープを決めてしまうのではなく、もう少し前段階の、その水の利用者は誰なのか、どうやって活用するのか、どのような影響があるのかを調べるために、前段階のマスタープランレベルの調査を広げて行いましょうということを、ジンバブエ側にカウンタープロポーズする時間が、そのミッションの中でかなり使われました。そうしているうちに、ジンバブエという国は「マスタープラン」という言葉がわからず、「それは旧宗主国のマスターのプランなのか」ということで、ショックを受けましたが、そのような国もあります。水の利用について、白人の農園主がしっかりしている国ですので、水資源開発がされれば必ず上手く利用できる国だったのです。なぜそのようなことをしなければいけないのか、理解できないというような議論が何日もされて、ミッション、S/W、スコープの議論に付き合っておりますので、現場に行く時間が制約されてしまいます。ジンバブエの事前調査のときには、現地には10日間くらいいる中で、本当に現場に行く時間がない。担当者に車と通訳とアシスタントを用意してもらって、時間を使って2、3日自由にさせてもらって、ようやく現場を見たり、受益者を特定したりできました。

ですから、なかなか現場を見る時間がないので、誰が水を使うのかというのも、はっきり分からない段階で、事務所でスコープをかなり議論しているというようなことです。それについて、事前調査に出発する前の対処方針会議で、かなりの部分が綿密に議論されていて、ミッションが許される裁量部分、ここまで変更していいというようなことを決めて出かけます。したがって、事前調査中に新たに分かったことは、あまり調査プロジェクトのスコープを変更するために、インパクトを持たないわけです。事前調査中に分かったことは、ほとんどインパクトを持ちません。ここまでは調整可能ということは決まっていると、私は理解しております。技術的に、我々のような職能の人間が、事前調査に参加して現地で何かが新たに分かっても、なかなか影響を与えるタイミングはないと感じました。

- **原科共同議長** そうしますと、この松本委員の提案の3-3で現地調査の実施というものは、かなり重要な部分で、スコーピングに先立ち、現地調査団が現地踏査を行うということは、むしろ must にして欲しいということでしょうか。
- **佐々木委員** 事前調査では、協力プロジェクトのスコープ（内容）を議論している段階ですので、中にどんなタイプの対象のプロジェクトがあるのか。例えばそのジンバブエの件ですと、ある時には担当者やその周辺におられる方も、ダム建設を止めるということもかなり考えておられるわけです。でもダムでいくという考えも強い中で、ダムでなければどのような案があるかということは、溜池等を作るといった違うタイプの事業が見えてきます。それについてもきちんと情報公開したり、カテゴリ分けをしたりする必

要があるのではないかと思います。それを考えるには、もう少し前の要請段階、その後の発掘段階、プロジェクト形成段階の情報蓄積があってもいいでしょうし、専門家を派遣するというのもいいでしょうし、ローカルコンサルタントが現地事務所に雇われて調査するというのもいいでしょうし、もう少し情報があってもいいのではないかと思います。

○ **原科共同議長** オブザーバーの方、少々お待ち下さい。そうしますと、言ってみれば戦略アセスのようなことを行うことも一緒に考えなければならないということになりますか。

○ **佐々木委員** そのような協力にしましょうと（戦略アセスのような協力にしましょうと）言えるのであれば、その部分をとばしても（予備調査、事前調査の部分を十分にできなくても）安全なわけです。**フェイルセーフ**で、後でしっかり考えればいいわけですから、その対象プロジェクトを早めに特定する必要はありません。そのジンバブエの例は、カウンタープロポーザルにもう少し戦略アセスみたいなものを含んだマスタープラン的な調査にしましょうという案でした。しかし、そのダム・プロジェクトにかなり思い入れを持っているコンサルタントは、ダムを意識して色々な情報を提供したり、ディフェンスを張ったり、圧力を加えたり、色々なことをします。

それも1つのステークホルダーと思いますが、その人達に対抗し得るだけの、公平・中立に判断できるだけの調査をしたいと思います。たまたま私はダムの分野ではないので、そのような社会的な面、環境的な面でコンサルタントの仕事の意味があると思います。プロジェクトを別のタイプの視点から準備した人達は、十分な情報を持っておりますので、それに対抗するためには、JICA側も、審査する外務省側も別のタイプのコンサルタントを使って、情報を集めて準備する必要があるのではないかと思います。

○ **原科共同議長** 今オブザーバーの方から手が挙がりましたが、田島さんですね。一言どうぞお願い致します。

○ **国際航業（株）田島氏（以下 田島氏）** 国際航業の田島です。具体的に言えば、佐々木委員がおっしゃったように、事前調査だけでは不十分で、予備調査は必要なわけです。1つの提案なのですが、カテゴリ A、B に属する開発調査・技術協力プロジェクトについては、S/W 協議の事前調査に先立って、必要において予備調査を実施する。そのような書き方であればいいのではないかと思います。

○ **原科共同議長** 深田委員どうぞ。

○ **深田委員** もう一度整理したいと思います。スクリーニングの段階について、要請というのは色々な形でくるわけです。要するに決定する前の段階ということです。その段階で確認する行為を、我々きちんと増やしていきましようということは、当然そこにあるスクリーニングを重要視しているわけです。そこに戦略アセスメント的な方法論も、もちろん取り入れていかなければならない。ただ単に情報が不足していることについての確認だけではなく、おっしゃったような代替案の可能性も含めて確認することだと思

ます。従って、それは私どもの紙にも「プロジェクトサイクルの要請確認段階で、JICAは必要な場合は調査団員を派遣し」と入っておりますので、問題意識としては言うことは一緒ではないかと思えます。そこがスクリーニングの段階であって、いわゆる我々が今まで使っている事前調査というのは、おっしゃるとおりスコーピング以降の話になるのだと思えます。

- **原科共同議長** それでは基本的な方向としては、かなり一致していて、それをどこまで具体的に、言葉の定義もきちんとしての上で書き込むかということになると思えます。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 時間があまりありませんので、簡単にコメントしたいと思います。お話を聞いていると事前調査というのは、スコーピングという本格調査の範囲付け、絞込みという意味でのスコーピングと、簡単なアセス（簡易アセス）という側面の2つがあると思えます。これまでどちらかという、要請が上がってきたものは全て本格調査まで行うという側面が強かったので、スコーピングがかなり重要視されていたと思えます。先程の山田委員の資料にもありましたように、あまり情報が入ってこない、不確実性が高いということであれば、後の段階で落としていくことも出て来ざるを得ないと思えます。そのような意味では、やはり事前調査の段階で簡単な評価をしないと、松本委員がおっしゃるような中止という話が出てこない。これまで主として行われてきた範囲付けだけだと判断材料が出てこない。そのような意味で、事前調査というのはスコーピングと共に簡単なアセスをするという、その部分を強調していく必要があると思えます。そうすると、そのような評価の場合はどうするのだという話があって、あまりその点についてはまだ松本委員も触れられていないような気がします。今後こうした点も含めていく必要があると思えます。
- **原科共同議長** では、今の件についてどうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** それは最大の悩みの点で、実は3-3をどのように書くかというのが、結構時間がかかりました。スコーピングは事前調査の最後に行った方がいいと思うのですが、その前に現地調査をどのように書き込むのかというのが悩みだったので、3-3の書き方では弱いという感じを、今の佐々木委員のお話等で思うのであれば、ここはやはり3-3の書き方をもう少し膨らます必要があるのではないかと思います。このあたりは、もし皆さんがそう思うのであれば、もう少ししっかり書きたいと思いません。
- **原科共同議長** これはメモとして頂いたご意見ですから、もちろん今日の議論で書き直して頂いた上で、起草委員会で詰めたいと思えます。今井専門員、どうぞ。
- **今井専門員** 国際協力事業団専門員の今井です。今の件（合同スコーピングの件）ですが、あとで私から個人ペーパーをご紹介・ご説明しようと思うのですが、合同スコーピングというのは、少なくとも二段階くらいあるのではないかと私は思います。第一段階はS/W ミッション。これはどちらかというフレームワーク的、グラウンドデザイン

的合同スコーピングになるだろう。合同スコーピングの2というのは、コンサルタントが決まり、インセプション・レポートを用意して、現地で先方の政府・実施機関・関係者と協議をし、そのインセプション・レポート協議を通じて環境社会配慮調査のスケープを詳細に決めていくという段階だと思います。

このように合同スコーピングそのものがJICAの開発調査の流れの中で1と2というように内容が深くなっていくのではないかと。全てS/Wミッションでぎちぎちに決めるということは、今までの経験上なかなか難しい。いい調査をするために、そのような段階的な合同スコーピングというアプローチを考えると1つの考えではないかと思っています。またあとで簡単に紹介できると思います。

-----◇-----

- **原科共同議長** また後でと言わず、今このメモの3、4ページまでがちょうど対応する部分ですので、そのあたりをご紹介頂けるとありがたいと思います。今のことも含めてお願い致します。
- **今井専門員** 国際協力事業団専門員の今井です。今まで議論になっておりましたところ、この後松本委員のペーパーの本格調査のご説明があるかと思いますが、要請段階と事前調査の段階というお話が出ましたので、通常の伝統的な開発調査の実施の流れの中で、今ご議論頂いている色々な問題が、どのような段階で、どのように、どの程度検討され、組み込まれていくのかということを中心に、簡単な図を描いてみました。

この中で1つ、今までの議論の中で私の理解では、かなりおおかたの合意が出来ているようなものは、組み込んでおります。ただし、委員会で出された指摘や意見で、今後さらに検討がされる必要があるようなものについては、右上の色つきの枠に入れております。要請書段階、事前調査段階、本格調査段階の流れの中で、色々委員会で出された意見等を私が整理したものです。簡単にご説明します。

このページは「要請段階の主要ポイント」ということで、開発調査を念頭において整理してみました。今までの委員会でも要請段階で、ちゃんとしたある程度の基本的な検討をするために、要請書に記入フォーマットのようなものを付けてみてはどうかというご意見がありましたので、フォーマットの形にはなっておりませんが、フォーマットの中で取り上げられる主要な事項を少し左側の四角に書いております。上の3つは、記入情報を基に、対応オプションがいくつかあるというものです。一番下の2つは、むしろそのようなことではなく、基本的な合意等をしっかり取っておく事項です。

対応オプションに関係することは、まさに議論されておりますが、例えばプロジェクト ディスクリプション、あるいはサイト ディスクリプション、現地の環境影響評価の対象になるかどうか。このようなことで、A・B・Cというような対応オプションにつながります。これは要請段階のポイントで事前にある程度の確認をしておく。それから代替案の必要性ですが、今まさにジンバブエのお話も出ましたが、要請書を見て、これはむしろ、マスタープランの調査から始めるべきではないかというようなオプション。

あるいはマスタープランに引きついて、F/Sを行うオプション。代替案の検討はそんなに難しくないので、一本のF/Sの中でそのような問題についても検討をする。これは大雑把な分け方ですが、このような少なくとも3つのオプションがあって、それは要請書を検討する中で、こうした方式でいこう、マスタープラン+F/S調査でいこうというような判断を、我々としてある程度この段階でしておくというような、そのように作業に足る情報が必要ではないかと思えます。

現地の環境影響評価のシステムの手続きのタイミングに関しては、情報をベースにして、JICAの環境社会配慮調査が先行して、そのあとに向こうの手続きがあるであろう。あるいは、同時進行的に、向こうの法EIAの手続きとJICAの環境社会配慮調査が同時に進行するであろうというようなある程度の判断をする必要があると思えます。あとは対応オプションにはむすびつきませんが、非常に基本的な問題で、向こうの政府の法律のEIAの実施体制や、環境社会配慮に対する基本的な対応。出来ればそのプロジェクトの地域に関する環境社会上の重大な問題に対して、向こうの政府がすでにある程度考えているレベルの情報を取っておく必要があると思えます。

あとは私の考えで重要だと思えますのは、環境社会配慮の確保ということが、起草グループの紙にも書かれております。確保という点で重要だと思えますのは、1つはガイドラインに基づいて、JICAの環境社会配慮調査を共同で向こうの政府と実施しますという基本合意。2つめが、先程松本委員の報告に見られましたが、JICA環境社会配慮調査の結果が事業の審査・承認へ適正に反映されるようにという合意を取っておく必要があると思えます。ただし要請確認の段階での合意というものは、基本的合意だと思えます。というのは、環境社会配慮調査が終わって、影響の評価と対策が提示されているわけではありません。どのようなものが出てくるか不確定性がありますので、ここでの2つのポイントというのは、基本的な合意はある程度取っておくということではないかと思えます。

そのようなことを色々検討致しまして、案件の検討に入るわけですが、この中ですでに言われておりますが、情報が不十分であれば先方政府あるいは実施機関との調整確認作業。今問題になりましたが、それでも不十分な場合には、色々な補足的な調査が行われると理解しております。そのようなことで、Yesになれば次の事前調査の準備になるわけですが、この段階での検討結果というのは、先程申し上げました対応オプションのようなレベルですので、基本的なアプローチ、枠組みを検討する、フレームワークの基礎的な検討というのが、この段階でおそらく行われるのではないかと思えます。これまでが要請段階での検討の重要なポイントではないかと思えます。あとは、ここで実施しない時の色々なクライテリアに関しては、前回の委員会で松本委員からのペーパーの報告がありましたし、ここの段階だけではございませんが、そのような判断の透明性。これはどのように確保していくかというご意見もございました。これは今後とも引き続き検討されるのではないかと思えます。

このような要請段階の基礎的な JICA の環境社会配慮というのは、どのように行われるのか。フレームワークをきちんとしたあとで、今度は S/W の準備に入りたいと思います。S/W 準備の中ではやはり重要なのは、事前調査団が派遣される前に対処方針会議というのが開かれるわけです。S/W 案というのが提案されて、対処方針会議で色々議論されます。この中で私が整理したのは、対処方針会議での検討のポイントです。その中でなるべく S/W 事項に反映されるような事項は、検討の結果 S/W 案に反映されるということになると思います。この段階では、例えば対処方針会議では原則として、先程も申し上げましたようにガイドラインに基づいて、JICA の環境社会開発調査を先方の実施機関と共同で実施することを、きちんと先方に確認しなさいということ。また、カテゴリ区分を要請段階で行いまして、うまくこれはカテゴリ A だということになれば、カテゴリ A に対応した環境社会配慮調査を行うということ、きちんと方針会議で決める必要があります。

代替案の検討では、例えばマスタープランを先行させて、それについて引き続き F/S 調査を行う。代替案の検討はマスタープラン段階で行う。このような方針をとろうということや、先程のジンバブエの例でもこれに該当するようなことがあると思います。それから合同スコーピングをしっかりと先方政府と行いなさい。特にカテゴリ A の場合は、主要ステークホルダーとの現地での会合を行うということを確認するために、現地政府に事前にそこの手配をするようお願いしておきなさいとか、このように合同スコーピングを行うための準備を、この対処方針会議できちんと検討していく。

あとは、法 EIA と同時進行になる場合ですとか、もう 1 つ通常開発調査の場合には、先方政府にステアリング・コミッティの設置を要求することは、だいたい行われます。これは調査を共同で実施するということを確認する、非常に重要なメカニズムだと思います。これは F/S 調査全体にステアリング・コミッティを作るわけですが、それと同じもの、あるいは違うものかどうか分かりませんが、環境社会配慮調査をしっかりと共同で行うという意味でも、ステアリング・コミッティをきちんと設置するように先方に依頼しようということは、対処方針会議でやはり検討されることだと思います。その後は環境社会配慮調査報告書の作成等色々ありますが、先程の非常に重要な合意原則のところ、事業承認に環境社会配慮調査の結果を適正に反映する。基本合意をしっかりと S/W ミッションの時に取りなさいということ、ここでしっかりと考える。あるいは、JICA 側の体制として十分な環境社会配慮調査を行うための調査の Man/Month (M/M)、環境調査団員の陣容と配置。このようなことについても、この段階で基礎的な検討をしていくということがあると思います。

このような準備を経て、いよいよ S/W ミッションが先方に派遣されると思います。これは非常に簡単ではございますが、S/W ミッションの伝統的な、今までのミッションの経験を踏まえて、ミッションのエレメントとして 3 つくらいあるのではないかと考えております。1 つは先方政府、実施機関との協議。これは法律的な事項、あるいはエン

エンジニアリングの部門等、基本的な協議が色々あります。それから2番目のエレメントは「簡易な」と書いてありますが、これはもっと充実させた方がいいというご意見もあるかと思いますが、伝統的にいいますと簡易な現地踏査を行います。ここで重要な点は、特にカテゴリ A の場合には主要なステークホルダーとの会合をこの時点で持つようにというのが、この委員会の共通認識ではないかと思います。

それから先方政府・実施機関との S/W の協議。実はこの中で S/W 案の検討が行われます。これは私が先程申し上げたように、合同スコーピングの 1 という位置付けが出来るのではないかと思います。うまくいけば S/W の署名になりますし、駄目な場合には署名せずということになると思います。先程の議論を聞いておまして、この署名せずということは恐らく、先程説明した S/W 案の日本側での対処方針会議のところ、どのような条件が満たされない場合には署名はしないという、そのあたりの基礎的なことは、おそらく対処方針会議で検討されるのではないかと。

今まさに松本委員から説明がありましたペーパーの非常に重要な部分が、ここに関係してくるのかと考えております。それは具体的に申しますと、「EC.11/3」の 3-8 です。このあたりで S/W に行った時に署名せずということは、その部分と相当関係してくるのではないかと思います。この S/W ですが、理想を言えば内容豊かな S/W になるのがいいということがございますが、実際上はこの限られた伝統的仕方によりますと、期間も限られておりますので、十分な内容の豊富であるものを作るのは、なかなか難しいというのは一方でのリアリティでもあると思います。そういうことを踏まえたと、この合同スコーピング-1 を経て署名されます S/W 案というのは、デザインでいうとまだグラウンドデザインのレベルではないかと思っております。

もう1つ重要なのは、S/W は官と官との公的な協議なのです。ですからこの中で、重要な合意すべき事項に水漏れがないようにしておくというのは、極めて重要です。ここが曖昧でありますと、この後の本格調査を実施します、コンサルタント調査団は非常に苦勞するということがございます。それからもう1点、ここは色々な判断が分かれるところであるかと思いますが、きちぎちにここで手足を縛るくらいに決めると、かえって後で本格調査を行う時に、自由度がなくなるという危険性もございます。ですから、原則をしっかり確認して、ある程度自由度を保持するということが重要ではないかと、私個人的には考えております。

S/W ミッションが終わりますと、もちろん帰国報告会が行われて、事前調査報告書が出されます。事前調査報告書の中には、署名済みの S/W、それから通常 S/W に書き込めない細かい点などは、ミニッツオブザミーティング (M/M) が同時に両方で署名をしますので、そのようなものもこの報告書に記載されることとなります。一連の事前調査段階、S/W ミッションが終了したあと、それを受けてコンサルタントの契約を準備するということに進むわけです。

ついでですので、本格調査のところも簡単にご説明します。こちらは簡単です。あと

はコンサルタントが決まりますと、インセプション・レポートが作られるわけですが、これがやはり署名された S/W、あるいは M/M、JICA からの業務指示書。このようなものに基づいてコンサルタントが案を作成します。この時にやはりコンサルタントの力量が十分に活かされて、いい調査がされるように確保する。先程ぎちぎちに締め上げると、あとで自由度が利かなくなるという危険性を申し上げましたが、そういう点は実はこのようなところにあるわけです。JICA の中で作業監理委員会が開かれまして、インセプション・レポート案が検討される。

Yes で次に進むと、調査団、コンサルタントの方が現地に行き、協議をするわけです。我々はそれを通常インセプション・レポート協議と申し上げておりますが、どのような環境社会配慮調査を行うかというデザインを考えるという点では、これは合同スコーピング-2 と名付けてもいいのではないのでしょうか。ここにきて初めて、十分な肉付けが行われた合同スコーピングが行われると私は理解しております。ここで再度同じような内容ですが、インセプション協議で環境社会配慮調査に関する合意例だけを書いておきました。

もちろんここに十分な協議をふまえた、十分な肉付きがある両者が合意したインセプション・レポートが作られるというように考えております。この中でステークホルダーの協議、インセプション・レポート協議を行う中、あるいは行ったあと、色々あると思いますが、ステークホルダーとの協議をしっかりと行う。あるいは本格調査を行って、最終的に環境社会配慮調査報告書が出るわけですが、これについてはこの委員会でも、環境社会配慮上の要件を満たしているか否かの判断をどのようにするのかというご指摘がございました。そこも重要なポイントであると思いますので、色つきの枠に入れておきました。

あとは委員会の方で今日も色々議論が出ておりますので、適宜必要な時点での判断。それが撤退になるというお話もあったと記憶しておりますので、そのあたりはこの段階だけではございませんが、逐次必要なところでそのような判断、及びその条件といったようなものが、今後またさらに議論されるのではないかと思います。以上です。非常に簡単な図ですので、主要なポイントだけ書いておりますので、詳細についてはかなり抜けているところがございますが、その点は全体の流れの中で、先程も申し上げましたように、どの段階で、どのように、どの程度というのが分かるようにということを心がけましたので、その点に関して不十分なところがあるかもしれません。私からのご説明は以上です。

それからもう 1 つ、これは基本的な性格で、私の頭で整理したものですので、個人ペーパーという位置付けで今日は報告させて頂きました。

- **原科共同議長** 分かりました。どうもありがとうございます。コンパクトに整理して頂きましたが、そのようなことで、前回議論したこと、今日の議論とそれぞれ関連してまいります。さらにご意見頂きたいと思います。今の説明で何かご質問とかございますか。

よろしいでしょうか。小川委員どうぞ。

- **小川委員** 環境省の小川です。スクリーニングとスコーピングのタイミングの話で議論が進んでおりますが、私も原則としては出来るだけ早い段階で、スクリーニング・スコーピングを行っていくということは必要だと思います。あとは実施の可能性でありまして、外務省が言われるように、早い段階でどれだけ情報が取れるかということ。逆に遅くなると自由度がなくなって、十分なものができなくなるという点。それから情報公開の関係で、どの段階で、どのような情報を外に出して、ステークホルダーの意見を求めていくかという点が入ってまいりまして、そのタイミングに合わせて、意思決定していかなければならない。この三点目はあまり議論されていないと思います。

今井専門員のペーパーについて質問させていただきます。1つは、要請段階の中で最後に基本合意を結ぶと一番下にありますが、どのように、どのような形で基本合意を結ぶということを考えておられるのか。開発調査の一連の段階で、しっかり相手からサインを貰えるという機会は S/W しかないと思うのですが、この段階で何かそれに準じたことがあり得るのかというのが1つです。

もう1つは、合同スコーピングを2段階に分けて行うというお話です。これについては以前、ECFA からお話の中で、本調査の中での調査、事前調査に基づいて、コンサルタントスペックがきちんと決められて契約をするので、実際本調査に入ってから、あれが必要だ、これが違うということが出てきても、実際調査の内容を変える自由はないというお話があったと思います。ですから、この合同スコーピングを2段階に分けるとするのは、とてもいい案だと思うのですが、それを可能にする条件としては、本格調査のスペックが、かなり本格調査に入ってから柔軟に変えられるということが前提条件になると思います。これは JICA にお聞きした方がいいと思うのですが、今後そのような取り扱いをすることが出来るのかどうか。以上です。

- **原科共同議長** では最初の方をまず、今井専門員からご回答お願いしたいと思います。
- **今井専門員** 第一番目の基本合意の点ですが、公的なサインを行いうるのは S/W の時だけかということでしたが、答えはその通りだと思います。ただ重要なのは、これは要請書の記入フォーマットという形では出しておりませんが、その関連する事項として基本合意を挙げたのは、この段階で相手の政府に、日本は JICA の協力を展開する上で、この部分について合意を求めますということは、あらかじめ先方政府にしっかり認識してもらおうということは必要だと思います。

その時には当然、JICA の今回出来上がりますガイドラインは、英文なりフランス語で政府に、事前に出しておく必要があると思いますし、そのような点で日本政府の基本的な、原則的な態度を相手の政府にあらかじめよく承知しておいてもらうということは重要だと思います。それからサインを得られるのは S/W の段階だけだと思います。しかし先程言ったように、フレームワークのデザインのレベルに留まることが多いと思います。ですから、十分審査・承認に反映するようにといった時に、これは1つの個人的

な考えですが、S/Wを結ぶときにJICAの環境社会配慮調査はまだ出ていないわけです。出ていないものを、然るべく事業審査の承認に反映しろというのは、考えてみると無理なのです。

そうしますと本格調査のいくつかの段階で、例えば先方のステアリング・コミッティとよく協議をしながら、JICAの調査の結果のこれはやはり非常に重要なものなので、事業の審査承認に反映しましょうというような合意を、本格調査の進展に応じて、必要な時点で、何回も何回もとは言いませんが、再確認をして、よく協議をして、きちんと反映させるようにする。このような進め方をS/Wの時に、実際には今後の本格調査のところで行っていきましょうというような話し合いをしておくことが必要ではないかと思います。ただ重要なのは、先程も申し上げましたように、公的なドキュメントというのはS/Wだけですので、今言ったような取り組み方を含めて、この段階でしっかり相手と基本的合意を得ておくというのは、どうしても必要になるのではないかと思います。

- **原科共同議長** 文章ではなくて、口頭でということですか。
- **今井専門員** ただそれは、協議の進展具合によりますが、ミニッツの中でも対応可能です。適宜進捗状況に応じて、事業審査に反映されるように、お互いによく相談しながら行いましょうというのをミニッツに盛り込むことも、1つの案ではないかと思われれます。
- **原科共同議長** ミニッツが出る場合は、通常発言者名などは出ない格好、要約したような形になるのですか。
- **今井専門員** これは色々なパターンがあるかと思いますが、ただ重要なのは誰が発言をしたということではなく、合意したものを文章化するというございます。最後に両者がサインを致しますので、相手国の調査機関と、JICAの調査団が致しますので、そのような点でのオーソライゼーションと申しますか、確認がとれるのではないかと思います。
- **原科共同議長** 口頭で行いますが、きちんと記録に残して公表されることが前提ですから、正式のサインのようなものがなくても、十分効力があるだろうということだと思います。それからもう1つの件はいかがでしょうか。
- **國島共同議長** すみません、今ガイドラインがS/Wの署名の時に、正式に適用も検討もされていないというご発言だったのですが、それでよろしいですね。S/Wの今のご説明で、署名せずというところで、JICAの環境社会配慮のガイドラインが正式に適用もされていないし、内容についても結果が出ていないというご発言だったのですが、私にはそう聞こえたのですが誤解ですか。
- **今井専門員** 正確に申し上げていなかったかと思いますが。ガイドラインがということではなく、JICAが本格調査で行う環境社会配慮調査の結果が、まだ出ていないわけです。
- **國島共同議長** 今までのやり方ではということですね。ですから、ここで決めているガイドラインは、そこをどうするかが今議論の確信の1つだと、私は理解したのですが、

そうではないのですか。

- **今井専門員** その通りです。もう一度整理しますと、ガイドラインに基づく環境社会配慮調査を行うという合意は、S/Wの段階で取る必要があると思います。二番目は、それを事業審査にきちんと結果を反映させるという基本的な合意も、相手国と取る必要があると思っております。その場合、事業審査の承認に反映すべき内容はまだ本格調査が終わらないと、影響の評価・対策というものが出てきておりません。従って、この段階では、基本的な合意しか取れないだろうということです。
- **國島共同議長** はい、了解しました。ありがとうございました。
- **原科共同議長** それでは二番目の点は、どう致しましょう。鈴木さんからお答え頂けますか。
- **鈴木** 本格調査、合同スコーピングの関係のご質問ですか。合同スコーピングが2回という時には、本格調査でかなりのフレキシビリティがなければいけない、契約の変更はあり得るかというご質問だったかと思います。これは基本的に、現在も多数あることではございませんが、現在でも契約変更というものは行っておりますし、もちろん最初の段階でどれくらいの事業量かという目安をつけないと契約できませんが、事業の進捗・必要に応じて団員を増やす。
例えば社会配慮の団員がもう少し必要ということであれば、そこで団員を追加する。あるいはMan/Monthとして長めに取るという変更は行っておりますし、そのような流れで言えば、2回目の合同スコーピングを受けて、第1回のスコーピングの結果と違った点が出てきたら、そこは柔軟に契約変更を行うということは、十分可能でございます。
- **原科共同議長** よろしいですか。今のご回答でいいですか。はい、それでは他にございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 今の鈴木さんの発言に関連してなのですが、先程の佐々木さんの発言等では、やはりS/Wでかなり縛られて、調査を十分に行うということについて困ったのかは分かりませんが、困るというような発言だったのかなと思ったのですが、実際本当にどれくらいの柔軟性が本格調査の中にあるのか、少々分からなくなってきたので、もう一度ご説明して頂ければと思います。私の誤解でしたら、もう一度訂正して頂いて構いません。
- **原科共同議長** 佐々木委員のご経験では、なかなか弾力的にいかないというご発言でした。しかし今のご説明では、そのようなことはないということでした。運用の問題かもしれせん。
- **佐々木委員** 色々だと思います。非常に申し上げにくい面もあるのですが、せっかくこのような場ですので申し上げますと、非常に我々のコンサルタントチームの側が、ある程度の十分なキャパシティを持っていて、いい仕事ができるような状態であれば、自由度は増えます。与えられたスペックの中で、非常に色々なことが許されていると思います。しかしそれが悪い方向に回転し始めますと、先程今井委員からお話があった、不

要に縛られていない自由度があれば、非常に色々なことが工夫できます。いいように担当者と調整しながら、現地と調整しながら、ミニッツに残しながら、色々な工夫が出来ます。

しかし、つまらなく縛られてしまうと、本当に身動きが取れなくなって、途中で必要な社会系の人間を投入出来なくなったり、ワークショップを開けなかったり、色々なことが後手に回り始めると、本当にレポート作るだけの調査になってしまう。我々も最近では、レポートを作るだけの調査を嫌って、ワークショップなり、相手に働きかけることを非常に行っているつもりですが、それはある程度のスペックの自由度と、与えられた資源（専門家の人数や、現地にいる時間がそれなりにある）等、環境と社会はとてつもなく変な、一人の人間の中で考えることが出来ないような分野が1つになっていないとか、自然環境と社会の両方が出来る人が世の中にそういるとは思えませんし、ハードやソフトのことが出来る人、両方出来る人もいるとは思いますが、非常に少ないと思いますので、きちんと分担しなければならない。そのようなことがきちんと、資源が与えられていれば出来ると思います。

- **原科共同議長** そうですね。何か一言ございますか。では、今の件は一区切りつけます。では、ご質問をどうぞ。
- **國島共同議長** 今度は今井専門員が説明されたことの質問なのですが、最初の図を出して頂けますか。あるプロジェクトや、どなたかがやりたいと思っていることがどこで止まるかということの観点で、今のご説明を聞かせて頂きますと、この図の右上で、案件検討となって、1つそこで検討して **No** となったら下において実施をしない。そのところで少々気になったのが、**not enough** ときた時に色々検討したら、必ず **Yes** のループに入るということになっているのですが、普通考えるとこれは検討のループに入って、**Yes** か **No** のどちらかへ入るのが常識的な考えだと思います。単なる間違えなのか、慣用的にこのようなものだということで、思わず筆が滑って書かれたのかと邪推したくなるのですが、そうではないのですか。
- **今井専門員** この図を描いた責任者として申し上げますが、単純なミスでございます。もちろん補足的な調査をして、**No** というところも入ってくるかと思えます。國島共同議長のご指摘されたとおりです。ですから絵の描き間違えです。
- **國島共同議長** しつこいようですが、常日頃のおやりになっていることが、思わずここに描かれてしまったということではないのですね。
- **今井専門員** そこまではご心配して頂かなくても結構だと思います。
- **國島共同議長** ありがとうございます。これはここで止めておきます。次のスライドで、先方政府から **No** ときた時に署名せずということが止めること、あるいは最後の実施までいかないことの1つのところですね。次のページのこの時に、作業監理委員会のところが検討して **No** となると、またなんらかの検討をするようですが、実務上ここまできてしまい、問題があった時に、ここのところのループを非常に長い期間無限に回すとい

うことは、例えば俗に言う塩漬けにするという1つの方策としては、あり得るのですか。今までの事例ですとか、国際関係上、実務運用上、とてもそのようなことは出来ない。私はこれを見て、ここをぐるぐる回すと実質的に止めることも出来ると思って拝見していたのですが、それは実務上あり得ない話なのですか。

- **今井専門員** すみません。再度この図を描いた責任上、私が最初にお答え致します。この意図として最初に No と書いたのは少々強すぎて、実はその上に「修正等」と書いております。要するにインセプション・レポート案を色々作業監理委員会の中で議論して、内容を変更する、あるいは落ちていた分を入れる等、修正案としてのループです。ですから、No という言葉が強すぎたので、この図を描いた時に頭にあったのは、いわゆるインセプション・レポートの修文という意味でのループです。
- **原科共同議長** not enough という表現に近いということですか。
- **今井専門員** むしろ原科共同議長がおっしゃったような表現に近いです。ですからここでは、そんな時間はかからないです。ここで止めるというようなことは意図しておりません。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。
- **原科共同議長** 田島さん、どうぞ。
- **田島氏** 今井専門員のこの前の図(3ページ)を出して頂きたいのですが。私は今までに事前調査に十何回と行って感じたことは、「先方政府、実施機関との協議」は S/W です。図にこれが抜けております。そここのところで、合同スコーピングが出来るかといったら、ほとんど出来ません。普通は S/W 協議の事前調査というのは、調査をするというよりはスコープオブワークの署名に行くわけですから、そのところ(期間)で合同スコーピングが出来るとは思っておりません。

私が言う事前調査(S/W 協議)というのは、ほとんど10日間くらいの調査で、官と一緒に行くわけですから、その中で判断して、どうするということは出来ません。基本的にはスコープオブワークを結びに行くというだけで、スコーピングが必要であれば、その前の予備調査、事前調査の前の予備調査でしっかり調査をして、それを基にスコーピングをして、事前調査に出かけるのがベターかと私は思います。現状では、S/W の Yes か No かという判断ではなく、ほとんど Yes の方向で事前調査が行われる。No という状態はほとんどあり得ないということです。
- **原科共同議長** そうしますと、今のご説明ですと、矢印が3つの方向を指しておりますが、「先方政府、実施機関との協議」くらいのタイミングで行わなければいけないということですか。もっと前ですか。
- **田島氏** S/W 協議の事前調査に先立つ予備調査を介してスコーピングを行わないと、難しいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の件について、今井専門員はいかがですか。
- **今井専門員** 専門員の今井ですが、ここで合同スコーピングが行えないというご指摘な

のですが、これを再度留意して頂きたいのは、合同スコーピングの1と名付けた理由です。しかも S/W のところで、わざわざグラウンドデザインと入れたのですが、要するにそれは田島さんがおっしゃる合同スコーピングの深度の問題だと思います。どのような調査を、どのような方法で、いつ行うかというところまで、合同スコーピングで問いなさいと言われると、これは S/W の段階では無理だと思います。

ただし、どのような調査項目を対象とするか、そこで絶対落ちてはいけない項目を拾い上げて、リスト化して合意をしておく。これを出来ればどのようなアプローチで行うかというのは、そこは熟度の問題で、熟度に応じて肉付けが課されると思います。ただそのあたりの S/W の案の段階で、何を対象にするかというところに、水漏れがないようにチェックをされるというのは当然だと思います。それをベースに相手国政府と水漏れがないように、グラウンドデザインレベルでの合意をしておく。これを合同スコーピング1と名付けました。もしその中に合同スコーピング1というのは、そのような内容のものであれば、S/W において合同スコーピング1のレベルの協議が行えると理解しております。

- **原科共同議長** 今まではおっしゃったように難しかったけれども、これからはそのようなことがきちんと出来るだろうということですね。
- **今井専門員** 私はそのような理解です。もう1つはこれをベースにして、インセプション・レポートで本格調査に入り、先方と協議をして、それによってもう少し肉付けをする。田島さんがおっしゃったような合同スコーピングの内容というのは、そこでは可能ではないかと思っております。
- **原科共同議長** なるほど。では今の件でたくさん手が挙がりましたが、今のご意見に近いという方はどなたでしょうか。松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 色々参考になるのですが、どうも今までの亡霊に囚われていて、事前調査というものは10日間のもので、S/W のサインのものだということをお忘れしてほしいと思います。我々は作り直しているのです。事前調査をどのようなものかと私が提案したかという、事前調査にはまずスクリーニングの結果の再確認というプロセスが必要で、そこに必要な情報はそこで集めなければいけない。カテゴリ A あるいは B の一部については、現地踏査をして調べて、それをスコーピングの内容や協力事業の実施の可否に反映しなければいけない。しかもそれは、スコーピングに先立って行われる。S/W の案が対処方針で決まっていようと、スコーピングの内容はあくまでカテゴリ A もしくは B の一部は、現地調査の結果を反映しなければいけない。案がどうであれ、そのようなものにしよう。それに基づいてスコーピングを合同でやりましょう。

そのスコーピングの時には、やはりきちんと対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を満たすような、そのようなスコーピングを行いましょ。その実施体制で必要なものはこうですというのが提案なのです。それは今までの10日間では出来ない、今までの署名の段階では出来ないということは忘れた方がいいと思うのです。今後はそのよ

うな事前調査にしましょうということです。そのような事前調査を提案しているので、今までの事前調査では出来ないから、予備調査をしましょうという議論ではなく、このような事前調査にしましょうという提案だと理解して欲しいのです。ですから、そのような流れで作り上げる議論をしていきたいと思えます。

- **原科共同議長** 分かりました。今の件と関係することですか。
- **鈴木** はい。私も同様の話をしたいと思ったのですが、現状の期間などに囚われると、何も動けなくなってしまうので、我々もこれを通じて、どうきちんと環境社会配慮をしていくかということと一緒に考えたいと思えます。そのような意味で、今井専門員が作ったペーパーは、必ずしも松本委員がおっしゃったことをそのまま反映しているわけではない。ただこれを見ながら、このようにしたらいいのではという提案で、現状のそういった制約の部分は、一定程度忘れて頂かないと生まれてこないということをおし上げたかったのです。
- **原科共同議長** お二人とも同じような方向ということです。他に今の関係でございませうか。今の件はよろしいですか。それでは、小川委員どうぞ。
- **小川委員** 今の議論に私も賛成です。現状は 20 セクターのガイドラインがございまして、それは事前調査用です。スクリーニングとスコーピングがそこでされているということになっておりますので、田島さんがおっしゃるように、それが出来ていないということだと今のアクティビティは一体何が出来ているのかということは、非常に大きな疑問に思えます。ここで議論された結果、事前調査を大きく見直すという場合には、事前調査でのスクリーニング・スコーピングのプロセスについて、再度 20 セクターのガイドラインを見直せば、そこできちんとしたものが出来るということで、見直す必要があると思えます。
- **原科共同議長** それを受けて頂かないといけないと思えます。おっしゃるとおりです。佐々木委員、どうぞ。
- **佐々木委員** ECFA の佐々木です。小川委員の発言に関連して、今の制度の中でも、その短い 10 日間の間でも、スコーピングを行っていると思えます。スコーピングは、事前調査の環境配慮団員のタスクとしてミッションに組み込まれておりますので、行っていると思えます。例えばダムでいえば、ダムを管轄する、その事業を実施する役所の中の環境担当と、環境配慮団員（S/W に組み込まれたミッションの団員）が協議をして、想定されている対象プロジェクトのためのスコーピングを行っております。それについては、必ずしも十分詳細に出来ていないかもしれませんが、行うことになっているし、行っております。
- **原科共同議長** 今の関係ですか。そろそろ休憩を取ります。それでは、松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 私も、松本委員の今までの事前調査というものと、頭の中の考え方を変えなくてはならないということは確かだと思えます。1 つ気になっていることは、前の図の中に入っている対処方針会議なのです。これが今までの流れだと、S/W

でどのような方向で合意するかという大体のところをここで決めるということですね。それであれば、いくら考え方を換えようと言っても、事前調査と S/W とが全部一緒になって、全部が 1 つの S/W ミッションというお話でしたので、私は場合によっては、カテゴリ A の事前調査の部分に関しては、対処方針会議の前に行って、この対処方針会議にその中身を反映する必要があるのではないかという提案をさせて頂きたいと思います。

その必ず S/W ミッションというものと、松本委員の提案の中で出されている事前調査というものを一緒に考えなくても、以前 JICA より配って頂いた資料の中では、これは違うものと書かれていたように私は理解していたのですが、やはりきちんとした S/W を結ぶためには、この対処方針会議というところに、事前調査の内容を反映させるべきではないかと思ったので、1 つはそれを提案したいということと、S/W ミッションと事前調査というものは別物として考えてはどうかという提案をさせて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 分かりました。少し休憩を取ってよろしいでしょうか。その前に私から一言申し上げます。大きな紙で、日経の経済教室に 6 月 23 日月曜日に掲載されたものですが、ちょうど議論になりました要請段階、それから次の段階も関係するかもしれませんが、戦略的アセスメントについて書いております。「戦略的アセスメントの導入を急げ」ということで、この前お話したことをベースにもう少し色々書いておりますので、これはまたご覧頂ければと思います。このようなものを要請段階とか、あるいは先に進んでも SEA に戻るような仕組み等も考えておく必要があるのではないかと思えます。ご参考までに付けておきました。それでは休憩に入ります。10 分ほどに致しますので、16 時 20 分に再開したいと思います。

-----◇-----

休憩 10 分間 (16 : 10~16 : 20)

-----◇-----

- **原科共同議長** 予定時間になったようですので、そろそろ再開致しましょう。10 分以上過ぎてしまいました。それでは再開致します。プロジェクトサイクルの準備段階ということで議論してまいりましたが、もう少し時間が必要だと思いますので、引き続きご議論頂きたいと思えます。続けてまいりましょう。準備段階です。それでは鈴木さん、一言お願い致します。
- **鈴木** 準備段階のところで、松本委員の出された案の中で、少々お聞きしたい点と申しますか、確認させて頂きたい点がございまして。3-11 に「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」というところがございます。検討する影響のスクープの社会的関心事項を詳しく書くということで、色々な事項が書かれております。ここは非常に大変な確認作業だというのが率直な意見でございます。社会的関心事項をきちんと書かなければならないということは、共通して私もそう思うところがございます。

1 から 9 まで出ている部分で、どれがどれという細かい議論が、この場ですぐ出来る状態では今はないのですが、中にはそれだけで1つの協力案件というのが、出来てしまいそうなものも見うけられます。実際に現場を持っている立場から見ると、重要性は分かるのですが、本当にどこまで出来るのだろうかという実効性との兼ね合いで、このスコープの部分は今後精査していく必要があるのではないかという意見表明でございます。

- **原科共同議長** 今の件について、何かご説明頂ければと思います。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** おっしゃるとおりだと思います。援助機関を色々調べてみましたが、社会影響をしっかりと書き落としている機関は、今のところありません。今それを世界銀行がしようとしております。そのような段階ですので、まさにチャレンジだと思いますし、チャレンジをせずに、今まで通り何も書かないということもあり得ますが、私は多少世界の潮流も見ながら、せつかくの機会ですので、チャレンジをした方がいいと思います。

私は何もないと議論にならないと思ったので、こう出しましたが、JICA、あるいはここにいらっしゃる委員、当日参加されている方で、社会影響評価というのは、このような点が重要なのだというものを、お持ちの方がいらっしゃいましたら、私はさらに議論をした方がいいと思います。ただ今回の提言の中には、是非入れたいと思っております。従って先延ばしではなく、意見がありましたら頂きたい。IAIA Japan にも SIA のペーパーがあって見たのですが、少々弱く感じました。日本財団の方が書かれたようです。私もそう思うので、これで決まりというのではなく、もっと議論をした方がいいと思います。

- **原科共同議長** ちょうど IAIA の話が出ました。International Association for Impact Assessment、日本語では国際影響評価学会といいます。この学会の大会が 6 月にありまして、やはりそこでも SIA は共通の話題になっておりました。世界銀行もこれについて準備していることもあるからでしょうか、相当国際的な場では重要な分野だと認識されておりますので、この件については、出来るだけ積極的に議論した方がいいと思います。

ただ提言ですから、実際に JICA のガイドラインに、どこまで現実に対応できるかという判断は別にあると思いますので、委員会としては積極的に取り上げたいという感じは致します。他にございますか。もしこのあたりでよろしければ先に進みますが、いかがでしょうか。よろしいですか。松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (FoE Japan)** ごめんなさい。先程の議論の中の、事前調査の話なのですが、先程の意見にも重なるのですが、今実際に JICA で開発調査を行う時に、事前調査とは別に予備調査を開発調査でも行っている場合があるようです。そういったものを、予備調査という言葉が、無償の予備調査と開発調査の予備調査ということと、混乱していると思うのですが、その開発調査の予備調査というものも今、松本委員のペーパーの中にあつた事前調査の一貫として位置付けて、そういった予備調査というものは、カテゴリ

A、B の必要なもの、案件に関してきちんと行っていくということを、入れてみてはどうかと思います。

- **原科共同議長** 言葉の整理を、提言の中ではしないといけません。事前調査というのはどのようなもの、予備調査というものはどのようなものというように、整理しなければいけません。では当日参加の席の方、どうぞ。
- **JICA 農林水産開発調査部 神氏 (以下 神氏)** JICA 農林水産開発調査部の神です。若干流れについてご説明致しますが、現在要請書を受け取りまして、JICA の内部で検討を行って、ある程度対処方針が詰まって、S/W の締結が見込まれるという案件につきましては、事前調査団を出しておりますが、そのような事前調査団を出して S/W の締結が、一度だけでは見込めないという案件については、その事前調査団に先立って、予備調査団を出しています。予備調査団でも基本的には、S/W 協議に近い内容の情報収集や、協議を行います。最終的にそれらを持ってかえって、日本で練り直して、再度ある程度固まった S/W の案を持った調査団として、調査団を出すという流れで行っております。松本委員の作られたペーパーの中で、JICA の開発調査は事前調査と位置づけられておりましたので、その流れの中で理解しておりましたが、実際には事前調査も必要に応じて、2 段階 (予備調査・事前調査) という形で組み立てられているケースもあります。今おっしゃったような対応を、現実にも行っているという例もあると思っております。以上です。
- **原科共同議長** そうでしたら、そのようなことでうまいこと概念整理をして、この提言の中でこう使いますということを引ききちんと整理したうえで、書いていかないと、予備調査がたくさん出てきてしまいます。予備調査は一般的な言葉ですから、難しくなります。これは起草グループにて、JICA の担当の方たちのお話をよくお聞きして、言葉の整理をお願い致します。今の件ですか。どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** すでに予備調査を行っていらっしゃるということであれば、そのカテゴリ A や B に必要な案件について予備調査を行っていくという方針ということで、是非起草グループの方にお聞きしたいと思います。
- **原科共同議長** 神さん、よろしいですか。
- **神氏** 今の松本委員のご意見ですと、カテゴリ A や B については、全ての案件について予備調査と事前調査を行うというご提案でしょうか。それとも必要に応じて、事前調査も加えて行っていくというご意見でしょうか。後者であれば、実施は十分に可能だと思いますが、前者の場合ですと、その必要性が必ずしもない B 案件でないものについても、2 段階のステップを踏むということについては、若干無駄が生じるのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の件はどうでしょうか。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。曖昧な言い方になってしまいましたが、私の考え方は、カテゴリ A 案件については予備調査を行う。B については、必要なものに関し

て予備調査を行うという考えでいいのではないかと考えております。

-----◇-----

- **原科共同議長** よろしいですか。ではこの件に関しては、切り上げてよろしいでしょうか。次のところで、本格調査についてのご説明を松本委員からお願い致します。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** それでは本格調査のところですが、ここで重要だと思っていることは、「十分なステークホルダーとの協議」、「コンサルタントの選定」、「JICA 環境社会配慮調査が本ガイドラインの要件を満たしているかの確認」、「現地環境影響評価への反映と事後の確認」という点を私は重視しました。順次説明致しますと、まず流れに沿っていくとスコーピングがあります。先程の今井専門員のお話にもあったように、調査内容と実施手法を S/W でガチガチに決めるのではなくて、本格調査の冒頭でコンサルタントがある程度の裁量をもって案を作成するという理解で、このスコーピングの位置付けをしております。

コンサルタントが S/W に基づいて作成したインセプション・レポートという案を、相手国政府・実施機関との合同スコーピング及びステークホルダーとの協議を経て完成する。これは全てではなく、カテゴリ A と一部の B ということになりますので、当然この段階まできておりますから、そのような案件しか残っていないという発想です。

日本では方法書段階で公告縦覧というものがありますので、当然 JICA の環境社会配慮調査でもこの段階でしっかりステークホルダー分析を行い、主要なステークホルダーから意見が聴取していなければならない。もちろん私の案では、事前調査の段階からカテゴリ A や一部の B については行わなければならないと書いてあるのですが、ここでは念のためもう一度、スコーピングの段階でのステークホルダーの重要性ということが書いてあります。

現状では事前調査に加わったコンサルタントは、本格調査に参加できない。このあたりはコンサルタントの方にも伺いたいのですが、確かにこの公正さを図るという意味では、事前調査に加わったコンサルタントは本格調査に参加出来ないというのは、必要な措置だと思うのですが、一方せっかく事前調査で色々なコネクションを持ち、色々なことを蓄積したコンサルタントが、本格調査に全く関われないということは、それはそれで正しい道なのかという気はしております。従って、この段階（スコーピングの段階）では、事前調査の環境社会配慮に関わったコンサルタントが、個人の資格で本格調査団員に加わることは、事業にとって益が多いのではないかと私は考えております。もし間違いであれば、これは色々意見を言って下さい。この部分だけでも、事前調査の環境社会配慮団員の本格調査への参加を認めてもいいのではないかとというように、私は思いました。あまりメリットはないということであれば、教えて頂きたいと思います。

それから、ここではステークホルダーとの協議というのを重視したいと思います。このステークホルダーとの協議は、事前に十分な情報提供を行った上で、自由に発言できる状況を確認して行われるべきである。したがって、それぞれのレポートは適切な時期

に、適切な方法で、現地において公開されなければならないということが重要だと思います。

インセプション・レポートを完成させる段階でステークホルダー分析と主要なステークホルダーとの協議が行わなければならない。これはすでに前の項目で書いてあるとおりです。

インセプション・レポートの後、インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポート段階でも、ステークホルダー協議を実施する。特にドラフト・ファイナル・レポート時の協議は重要である。これは準備書段階ということになるかと思います。

ステークホルダーとの協議は記録に残すことも必要だと思います。ステークホルダーとの協議内容は、協力事業の実施過程やファイナル・レポートに適切に反映されなければならないということが、ステークホルダーとの協議です。もちろんステークホルダーとの協議で配慮しなければならない点というのは、もう少し色々あると思いますが、ここではこれだけを書いてみました。

このことを実施するための体制なのですが、本格調査の中ではカテゴリ A 及び B 案件。これはすでに絞られているわけです。これらについては、環境社会配慮団員を適切に配置し、コンサルタントの選考にあたってはエンジニアと同等もしくはそれ以上の重きを置くべきである。このあたりについては、私の理解にもし間違いがあれば、訂正してほしいのですが、プロポーザルがコンサルタントから上がってきた評価方法。例えば 10 人で団員を組んだら、10 人全員が評価の対象となるわけで、そのうちの一部分がコンサルタントの選考の対象になる。そのような時に、カテゴリ A や B は必ず環境あるいは社会の団員というものが、コンサルタントの先手に取って、重要な意味を持つようなやり方をするべきではないかというのが、ここでの私の趣旨でございます。

カテゴリ A 及び B 案件については、コンサルタントの選考にあたって、過去の調査従事回数ではなく、環境社会配慮面での過去のパフォーマンスを重視する。問題なく調査を終えたかどうかではなく、担当した事業がその後環境社会面で問題なかったのかどうかを重視すべきである。そのためにもステークホルダーの意見を反映したコンサルタントの評価制度が重要である。ここはかなり思い切ったことを書いているのですが、これもどこまで私の理解が正しいかわかりませんが、現行をどちらかというところまでどのくらい調査に加わったか、何回加わったのか等、そのようなところばかりを気にされているのではないかと思います。それはそれで、色々な方法で回数を増やすことができるというのが、コンサルタント業界の一定の理解ではないかというように思います。そうすると環境社会配慮に本当に適切な団員がくるのかどうか、極めて私は疑問に持っております。このようなことを考えると、やはりここは難しい書きぶりではありますが、環境社会配慮面での過去のパフォーマンスというのを反映するというのを、JICA で努力してもらわなければならないのではないかと思います。従って評価制度の確立等というものも、委員会で提案した方がいいというように思っております。

カテゴリ A 案件で重大な影響が懸念される場合には、エンジニアと環境社会配慮を別々の契約にして、適切な環境社会配慮団員を確保することも検討する。その際、環境社会配慮面での検討事項がエンジニアリング面に適切に反映されるように、両社が連携をとれる体制をとる必要がある。これは例えば、もちろん一社で環境社会配慮団員が適切にいない場合は、他の社とチームを組むこともあるわけですが、ここでの話はおそらくプロジェクト研究の中にも入っていたかと思います。場合によって無理に同じところで、エンジニアと環境社会配慮の団員を取るのではなく、別々の契約にする。ただ別々にすると、しっかり環境社会配慮の確認をしているのに、それと関係なくエンジニアの方が進むということは好ましくないと思いますので、なんらかの有機的に繋がる方法を見つける必要があるというように考えました。少々細かいかもしれませんが、重要なことだと思いました。

それから、4-4 審査と確認。JICA 環境社会配慮調査及び JICA 環境社会配慮調査報告書は、本ガイドラインに沿って適切に行われ、その要件を満たしていなければならない。これは当然のことだと思います。JICA は本格調査の各段階でそれを審査・確認し、ファイナル・レポートが本ガイドラインを遵守していることを確保しなければならない。これは当然であります、今まできちんと押さえられていなかった点だと思います。

4-5 JICA 環境社会配慮調査報告書です。多くの問題を指摘しながら対象プロジェクトを実施可能 (feasible) だと結論付けるようなことはなくすべきである。これをどう書くかは別として、私の思いとしては常にここがあって、確かに JICA の報告書を読むと確かに色々と問題点を指摘しているのですが、しかしよく読むと feasible だと書いてある。Feasible だけが先に進んでいってしまうということがあるので、ここは私の意見もこめて書きました。

代替案の検討、ステークホルダーとの協議結果、自然・社会環境面での予測される影響など調査の詳細な結果と、それに基づいた環境社会配慮面での提言を具体的に述べたものでなければならない。それから、場合によっては「プロジェクトなし」を含めた代替案の提案を行うべきである。これは少なくとも環境社会配慮調査最終報告書には、このようなことをしっかり書いて欲しい。これしか載せないということではなく、これは書くべきではないかということです。

4-6 現地環境影響評価等への反映。これは先程から申し上げているように、JICA の目的は、相手国が実施する環境社会配慮の確保を支援することであり、従って単に調査を済ました、はいどうぞで終わらせるのは支援と呼べないと思います。ここに書いてありますように、JICA の役割は、相手国政府・実施機関が主体となって行う環境社会配慮の確保を支援することであり、単に調査報告書を提出するだけでは、「確保の支援」にはならない。したがって、JICA は、環境社会配慮調査がプロセス全体を通じて、現地環境影響評価等対象プロジェクトに対する相手国政府の環境社会配慮に反映されるように働きかけなければならないというのが、私の中では精一杯のことではないかと

思います。

JICA は、自らが実施した環境社会配慮調査の結果が、相手国が実施する現地環境影響評価や環境管理計画、あるいは住民移転計画などにどのように反映されたかを確認しなければならない。これは基本的に、項目としてはフォローアップのところで議論することだと思いますが、流れの中でここに書きとめておきました。このようなことは必要ではないかということです。以上が本格調査のことです。

一方、無償資金協力の基本設計調査に続けて進みたいと思います。先程も申し上げましたように、カテゴリ B につきまして初期環境社会調査、簡易と呼んでもいいのかもしれませんが、IEE に相当するものです。カテゴリ B 案件というのは、基本設計調査の一部としてこれを必ず実施する。私の先程の提案では、カテゴリ A は開発調査に回すということが提案ですので、ここにはカテゴリ A がないのですが、それが難しいとなると、カテゴリ A をどうするかという議論をまた別にしなければならないと思います。

予備調査の結果に基づいて、十分な時間を確保し、適切な環境社会配慮団員の配置をしなければならない。これもこの委員会で意見が出たかと思いますが、基本設計調査の環境調査というのは、あっても本当にわずかだという声が出ているわけですが、ここは少なくとも、もしカテゴリ B だけが下りてくるなら、B についてきちんと行うということを書く必要があると思います。

これまで改定委員会で議論してきました政治的・社会的条件についての配慮というのも、ここで入れるべきことだと思います。すでに開発調査には書きましたが、プロジェクトに批判的な意見を述べることで嫌がらせや報復を受ける恐れがあるような場合には、匿名での意見聴取を行うことや、調査団が独立した通訳を確保することなど適切な配慮の方法をとらなければならない。

次のページにいきまして、具体的な調査のプロセスについては、前項の「4.本格調査」を準用する。B 案件ですので、全てその通りというわけではなく、準用して実施する。

環境社会面でのコストが適切に基本設計の概要事業費に組み込まれなければならないということも重要だと思います。

5-2 審査と確認ですが、初期環境社会調査 (IEE) のプロセス及び報告書は、本ガイドラインに沿って適切に行われ、その要件を満たしていなければならない。JICA は IEE の各段階でそれを審査・確認し、外務省に提出する前に基本設計調査報告書の内容が本ガイドラインを遵守していることを確保しなければならない。

IEE を通じて明らかになった環境社会配慮面での問題と必要な対策は、基本設計調査報告書に適切に記述され、JICA はその内容を外務省が相手国政府に伝えるように提言することが必要だと思います。

5-3 として外務省の意思決定への反映。外務省は基本設計調査報告書に記述された JICA からの提言を尊重して、相手国政府・実施機関に伝えるとともに対象プロジェクトへの無償資金協力供与に関わる自らの意思決定に反映するということです。

5-4 無償資金協力案件の環境社会配慮審査。これは先程申し上げたところです。3-7の最後の黒丸で提案しましたが、無償資金協力案件の環境社会審査が有償資金協力に比べて大きく異なっていることは問題がある。これはカテゴリ A と B についてです。

無償資金協力を供与するかどうかを判断するための環境社会面での審査は、要員面を考慮すれば JICA が行うのが適当ではないかというように思います。

カテゴリ C 案件について、ここは整理をしているのですが、カテゴリ C 案件は要請段階で審査を行う。カテゴリ B 案件は、JICA が実施する IEE の結果を受けて相手国政府が環境社会配慮に関わる情報を提供した時点で審査を行う。またカテゴリ A 案件は、現地環境影響評価報告書 (EIA) 等が相手国政府から提出された時点で審査を始めるということであります。

環境社会配慮面での審査結果は、JICA が外務省に伝え、外務省はそれを尊重した意思決定を行う。JICA の審査結果は外務省の意思決定後公開されるということで、ここはカテゴリ A、B について JICA が適切な審査を行って、外務省に提言をするということになると私は提案をしたいと思います。

6 として外部専門家委員会です。実施体制の作業監理委員会で議論をするのも方法かと思ったのですが、一応ここで一旦あげさせて頂きました。カテゴリ A 案件については、協力事業の実施に助言を与え、事業の透明性とアカウンタビリティ向上を目的に、環境社会配慮のための外部専門家委員会を設置する。カテゴリ B についても必要に応じて設置する。外部専門家委員会は、当該協力事業に直接利害関係を持たない研究者、学者、NGO、企業などから成る。外部専門家委員会の議論は公開を原則とする。このようなものを、カテゴリ A 及び一部の B について設ける。

最後です。先程外務省の河野委員からお話があった、マスタープランの扱いについて考えてみました。これは前回、環境省の小川委員からの議論をした方がいい、議論をしてほしいという紙があったかと思います。その中にマスタープランはどうするのだろうかというところがあって、少々考えてみました。私の理解では、マスタープランには大きく分けて地域計画とセクター計画の 2 つがあると思います。もちろん政策ということもありますが、リージョナルなものとセクトラルなものという 2 つがあるという理解をしております。そうすると、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、世界銀行に **Environmental Assessment Sourcebook** というものがありまして、**Sourcebook** の **UPDATE** というこのようなものがあるのですが、こちら側が **Sectoral Environmental Assessment**、こちら側が **Regional Environmental Assessment** というそれぞれ 10 ページと 8 ページくらいあるのですが、それに色々書かれております。全部が世界銀行と同じがふさわしいとは思わないので悩んだのですが、一応私が考えた限りでは、特に小川委員からスクリーニングはどうするのだと具体的にあったので、その中に含まれることが予想される個別の事業、あるいは複数の事業による累積的な影響によってカテゴリ分類をするという解釈が、これを読むと当てはまっている。そう簡単な話でもないので

ですが、当てはまるのかと思います。

それからスコーピングについては、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」というものを既に提示しておりますが、その中で特に、やはりマスタープランに特徴的な重要項目は、制度／法律／制度的枠組み、累積影響、代替案、パブリックコンサルテーションだというように、読んだ限りではそう思いました。

参考までに世界銀行の例を挙げておきますと、セクター計画の場合、報告書の内容として、政策／法律／制度的枠組み／プロジェクトの概要、ベースラインデータ、環境影響、代替案分析、影響緩和計画、環境管理・研修（**Environmental Management** の **training** と書いてあります）、環境モニタリング計画、パブリックコンサルテーション。一方 **Regional Environmental Assessment** の場合、報告書に政策／法律／制度的な枠組み、ベースラインデータ、関係するプロジェクトの概要、対象地域のその他のプロジェクトの一覧。累積的な影響評価、代替案分析、影響管理戦略というようなものがあります。その調査のデザインにあたってのプロセスという意味で、地域計画の枠組みの理解→地理的文脈の位置付け→焦点をあてる複数セクターの決定→調査目標の限定→適切な人的・組織的な配置→詳細な **TOR** の作成→適切なパブリックコンサルテーションの計画→レビュープロセスの特定というのが、流れとして書いてあります。これを読んで頂ければ世界銀行の考え方が分かると思いますし、他にもいくつか **ADB** 等参考になるものがございました。一応小川委員のペーパーに対する一種のレスポンスという形、私からの意見という形でこのように書いてみました。以上です。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは本格調査の段階の議論をしたいと思います。それから、外務省の山田委員からの資料で、先程は途中までご説明頂きましたが、その先のところが残っていますので、有馬委員からお願い致します。
- **有馬委員** それでは、我々の基本設計調査の段階での考え方ですが、今では予備調査結果及び他に得られた情報を踏まえて、外務省の指示を受けて、**JICA** が基本設計調査を実施することになっております。基本設計調査を実施すると、実際 9 割以上の案件が実施に繋がっております。環境社会配慮上の問題は、基本設計調査の段階、あるいは案件採択の前までに解決されるということが前提となっております。当然、基本設計調査の段階で問題が発見されるということはありません。また、相手国政府から本来通知されるべきだったことが、通知されていなかったということもあります。例えば調査の途中で、この地域の一部が遺跡に関わりますということ、先方政府から聞いたというようなことは、一例としてありまして、そういった場合には当然、前提が全てくるってしまい、いまさらという感じもするのですが、その場合にはほとんど事業の継続は不可能です。従って、なるべく早い段階で政策対話を行って、そのような事実を確認しておくということが非常に重要だと考えております。

無償では非常に少ないですが、今回の環境社会配慮ガイドラインの中で、問題になる

ような案件、例えば新たに道路を作るといような場合には、相手国の環境影響評価が案件の採択までに行われることを確認するという考えで行っております。基本設計調査自体で、この環境アセスメントを行うということは困難でありますので、先方が日本側で行って欲しいと期待する場合には、開発調査に戻ることも検討することになるかと思えます。基本設計調査の報告書は原則として公開します。今までの調査報告書と書き方を変えて、入札に影響がないような形にした上で公開していくように考えております。

これが今の考え方でございますが、先程の松本委員からお話ございました A 案件については、まず開発調査に戻ることも一案ということでした。先方政府が、そもそも自国にどのような開発ニーズがあるかということ調べて欲しいということであれば、開発調査を行い、その上で案件を実施するということが、十分検討可能だと思います。現実は今我々が、このような案件を採択し得る地域はどこかということ直視してみますと、アフリカ、カンボジア、ラオスといったところです。JBIC は、アジアの比較的裕福な十数カ国を相手にしていて、そこで大型のインフラ整備を実施しています。無償資金協力では、小学校、医療、水が中心案件であり、インフラというのは世銀、アジア開発銀行、可能な範囲では JBIC にお任せしています。

しかしアフリカにいきますと、基本的に過去の債務の債権放棄をしております、日本は基本的にはお金を貸していません。そして多くの国際機関も、新規でそれほどお金を貸す考えはありません。欧州諸国のドナーは今、貧困削減に焦点を当てていて、大型インフラみたいなものを無償で行う気はありません。英・米などは、借款をやめて、無償しか行っておらず人道的な支援に焦点を当てています。他方、NEPAD というアフリカの開発で出ている考え方では、経済発展のためにはインフラが必要であるとされています。実はそのようなことを手がけている国は、道路の修復も含めてほとんど日本だけです。しかし、予算がピークの三分の二になっておりますので、アフリカの多くの国には一年間で一案件、数億円の案件を実施してあげれば、まだいい方です。各国の多くの要請は、そもそも検討の遡上にも上らず、非常に優良そうな案件を 1 つだけ実施しているのが実状です。その場合に、先方政府が出来るだけ早く行ってほしい案件が、検討に上ってきております。

もしそのようなものが、ここで議論されているような A というものであった場合に、個人的には予備調査をすることが望ましいと思えます。今までの予備調査というのは、どのような案件でしょうかというのを確認する調査でした。それは何故かという、要請書の中身がそもそもよく分からない、100 ページ書いてあってもよく分からないということで、要請を固めにいくために予備調査を出しているわけです。ある程度案件の内容を固めないで環境社会配慮調査の検証も出来ないと思えます。環境社会配慮を検討するには、どのようなものを作ると、どのような工事が必要で、それに対してどのような配慮が必要かということ考えなくてはなりません。そのような意味では、今までの予備調査よりは、少し膨らました調査が必要かもしれません。

開発調査に戻すということは、もちろん1つの選択肢です。但し、今申し上げたような流れでいきますと、普通一年に一案件しか実施しないので、相手国の道路を全て修復することは到底出来ません。包括的な開発調査を行って、ほんの一箇所だけをしてあげるといことが、外交官的な観点から言えば、望ましいかとの問題はあります。相手に期待を持たせて、実際にしてあげられることは非常に小さく、かつその年にたまたま病院をしてしまえば、交通分野の開発調査をしても、道路案件はゼロになってしまいます。自分でもファイナンス出来ない、他のドナーもしてくれない、そのようなものを開発調査することにならないかという悩みはあります。

このような難しい案件は行わないというのは、非常に安易な解決方法です。しかし、現実には無償でそのようなことを行う国の場合、自分でもファイナンス出来ない、誰もお金を貸してくれない国々なので、そのような案件は外交的なインパクト、開発的なインパクトが大きいものであって、そのようなものを何らかの形で、適切な配慮を行った上で実施できる方策というもの、且つそれが相手国との関係で、不必要に時間がかかり過ぎないようなことが出来ないかと考えております。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今のご説明と先ほどのご説明を含めて、何かございますか。少々私からよろしいでしょうか。今の有馬委員のご説明で、実際問題として、無償のインフラの一部について日本は出来る。そんなにたくさんは出来ないが、1つくらい出来ればいいのではということでした。その場合に、上位の計画に対する検討をするのは、全体を考えると少々難しいというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、ただ「必要性の判断」というのは必要だと思います。ニーズです。そのためには、個別の事業より上位の枠組みで判断しないと出来ないのですが、そのようなものに関しては必要だとお考えですか。
- **有馬委員** 私の説明が不十分でした。ある案件を採択する際には、もちろん政策対話を通じて、その国の開発計画、そしてセクターの開発計画を考慮して、色々なプライオリティを検討し、この国が一番要望している、有益な案件を採択しています。
それがもし今我々が考えているようなガイドラインの中で、環境社会配慮が特に必要なものとなった場合に、もう一度開発調査をかけるということは、相手が持っている計画とは別に、我が国としてももう一度そのようなものを作り直してあげるということではないかと思えます。当然のことながら先方政府がそのようなものを持っているという前提で、我々は案件採択をしておりますので、検討していないということではありません。ただ開発調査に戻ると、そのようなものを作り直すことにならないかということです。
- **原科共同議長** そこで先程、河野委員がおっしゃったように、開発調査というものは色々な概念があるということでした。そのような意味でいうと、開発調査の概念の中には、個別の事業の必要性に関して判断する上位計画のようなものが入りませんか。計画制度になっていないということですから、実質に行政的な制度の計画ではなく、概念と

してということです。つまり、そこである特定の道路を通したい。その道路はそこがいかかもしれないし、他がいいかもしれません。そのようなことを全体の枠組みの、もう少し広い範囲のところから考えてどうなのかと判断するためには、それは一種の開発調査の概念ということにはならないのですか。

- **有馬委員** 申し訳ありません。私自身おそらく、開発調査というものの正確な内容を理解していないのかもしれませんが。予備調査では基本的に、原科共同議長からお話があったようなことが今までの予備調査で、相手国政府にどのような計画があって、そして要請している内容が、その計画の中でそもそもどのようなところに当てはまって、且つ細部はどうなっているのかということ調べた上では、やってあげる価値があるのかということ調査しております。もしそれを開発調査と呼ぶのであれば、開発調査についての私の理解が不十分だったということです。
- **原科共同議長** 河野委員、どうぞ。
- **河野委員** 無償資金協力として要請のあった案件で、それについて妥当性を検討する場合に、材料が足りないということで開発調査にいわば切り替えることは、恐らく理屈としては十分ありえることだと思います。ただ先程申し上げたとおり開発調査というのは、色々な形があり得ます。先程原科共同議長がおっしゃったのは、例えば無償資金協力で、ここからここまでの道路整備をしてほしい。それを無償資金案件として予備調査を試みたが、これはすぐさま判断が出来ないということだった。

このような案件について開発調査を求めた場合には、おそらく2つ対応の仕方が出てきて、1つはその部分に対するフィージビリティスタディということ。もう1つは、その部分を含む、例えば道路であるならば、全国とは言わないまでも、ある程度のエリアを持ったマスタープラン的な作り方を。そのような2つのやり方があると思うのです。このうち案件との密接性ということを考えるならば、おそらくフィージビリティスタディをすることが、あり得る可能性として高いと思います。そこで問題になってくるのは、無償案件というのは先程有馬委員からお話がありましたが、JBICの案件の規模とは異なって、規模としては非常に小さい。アフリカ等で道路案件を行う場合には、整備のための費用というものに、せいぜい数億円から数十億円程度でJBIC案件とはケタが違います。そういったものをするかしないかを判断する際に、フィージビリティスタディを行う場合には、それなりにやはりインプットの投入というものが必要でしょうから、それが果たしてコストパフォーマンス的に考えて、税金の使い方としていいのかということがあると思います。

もう1つの可能性であるマスタープラン調査的なことをした場合、これはある程度の広がりを持った調査をするわけですが、理屈はともかく実態上それを行った場合には、相手国からそこはマスタープランに基づいて、日本が実際の資金供与というものを付けてくれるということ、強く期待されることが実態上の効果として出てくると思います。他方、そういったことは、先程お話にもあったとおり予算に限りがある中で、

例えばある国に対して、道路ばかり毎年続けて行うかという、おそらくそうはいかないと思います。そうすると、相手国の期待を高めただけで、結局それに応えられない。そのようなことを外交的観点からすると、それをすることによって、二国間の関係の維持・発展を考えるとといった場合、初期の効果というものが、必ずしも大きくないのではないか。そういった要素を考える必要があると思います。無償が駄目な場合、開発調査でケアをするという考え方自体は成立すると思うのですが、かなり現実的な問題として、今申し上げたような点を考える必要があるのではないかと思います。

- **原科共同議長** そうすると、開発調査では基本はマスタープラン作りで、フィージビリティスタディ、案件・事業に直接関わるような上位計画というのは、開発調査の概念では普通行わないということですか。
- **河野委員** いえ、開発調査でフィージビリティスタディは行います。ただそれについても相当の資源投入をする。一方実際に資金協力が問題となる案件は、そんなに規模が大きくない。その場合どれくらいのバランスが取れるかということです。ここは私も正直言って、よく分かりません。実態が分からないので何とも言えないのですが、円借款などでフィージビリティスタディをして、実際の資金協力を付けることと、無償資金協力をするためにフィージビリティスタディをすることは、コストパフォーマンスの観点から、同次元では若干扱いにくいというのが直感的にします。ここは実は私も、むしろより実務に近い JICA の方からご意見があればお伺いしたいと思います。
- **原科共同議長** 今の件、何かご意見ございますか。どうぞ、お願い致します。
- **JICA 無償資金協力部 中村氏 (以下 中村氏)** JICA 無償資金協力部の中村と申します。今のご議論なのですが、無償資金の要請がきて、例えばカテゴリ A と区分される場合。これは現実から言うと、非常にレアケースだと思います。しかしながら、そのような案件を実施する必要があるれば、所定の調査をするべきであろうという趣旨だと理解しております。そうした時に、開発調査で出来るのだろうかというご議論があるかと思うのですが、今の中のご議論の中では、マスタープランや F/S というよりは、環境社会配慮調査の部分を、今回議論されているようなプロセスを経て、きちんと開発調査の中で行うというような調査が出来ないか。それが現状の無償資金協力の予備調査・基本設計調査の中では、期間的なものがあって、なかなか難しいところがございます。その部分を開発調査の中で行えないかというのが、考える話ではないかと思います。
- **原科共同議長** 河野委員、どうぞ。
- **河野委員** そうすると恐らく、現状に囚われず考えると、特定案件の環境影響調査のために開発調査というものを、新たなカテゴリとして設定することが出来るかどうかという話になるのかと若干思います。
- **原科共同議長** 要するに、無償資金が 5 億円ないし 10 億円と、そんなに大きな金額ではないと思います。日本の公共事業を考えれば随分安いと思います。ですから、そのような点においてはおっしゃるとおりで、コストの問題を考えますと少し無駄に感じると

ころもございます。しかし逆に、きちんとした環境社会配慮をして、十分意味のある協力をしたということを説明するためには、若干通常の国内での概念よりも少しコストをかけても、まさに外交的、国際協力という点から言っても意味があることだと思います。今おっしゃったようなことかもしれません。この件はこれくらいに致しましょう。他に何かございますか。小川委員、どうぞ。

- **小川委員** 今の点の整理なのですが、事業規模は無償と有償に回るもので、相当イメージが違うということがよく分かりました。それから、かけられるコストが影響されるということもよく分かりました。環境社会配慮から考えると、問題はカテゴリ A か B か。たとえ小さい事業であっても、環境社会影響が大きいということは、環境社会配慮の観点からしっかりチェックしなければならないということになると思います。そうすると、そもそもそのような事業にコストをかけて行うのかということは、よく考えて頂きたいところだと思います。

それから、先程環境社会配慮の手続きを開発調査に回すか、無償の予備調査にして行うかという議論だったかと思いますが、そこは制度のテクニカルな話なので、コストベネフィットを考えて行えばいいと思います。無償の中で、確かに A 案件になるようなところは、非常に限られていると思います。ですから、それをわざわざ行うために、無償の枠の中でそのような調査を細かく書いて用意するのがいいのか。それとも無償の中では書かないで、そこは開発調査の中で行うということで、今度は開発調査に投げた方が、私の感じとして、制度的に簡単になるのではないかと思います。そのあたりの設計の考え方というのも、大事だと思います。

- **原科共同議長** はい。河野委員どうぞ。
- **河野委員** あまりテクニカルな議論にならない方がいいと思うのですが、基本的に開発調査の制度自体はあまり大きく変えないと考えた場合、これも相手国からの要請に従って行うということになります。今の環境影響評価のみを対象として開発調査を行う場合、その結果によってその先に繋がらないこともある。当然ながら結果として、環境への影響が非常に甚大であるというようになった場合です。そうした場合、途上国政府から見れば、それを要請して行ったとしても、何に繋がるか必ずしも確証はない。そのようなことについて、日本側に対して実施の要請をするのかということも、正直よく分からないという気が若干致します。
- **原科共同議長** それは、ですからどちらかに振り分けるかという JICA あるいは外務省の判断で、これは危なそうだと思えば、開発調査に回すというようなことでもいいのではないのでしょうか。ただ、システムとしてそのようなルートを作っておけば、きちんとしたチェックが出来ると思います。
- **河野委員** 税金を使って調査をして、結局それが何にも繋がらないということがいいのか、という問題だと思います。
- **原科共同議長** これは基本的なことなのですが、アセスメントを行った結果、むしろス

トップすることは、あり得ることなのです。そのための情報生産に価値を見出しているのだと私は思います。アセスを行って、必ず事業を行うとなるのであれば、アセスをする必要はありません。

- **河野委員** そこはそうだと思います。ですが、限りある資源です。
 - **原科共同議長** 分かっています。限られた資源ですが、あまりにもアセス等に、日本は適正な資源配分をしてこなかったと、私は認識しております。
 - **河野委員** つまりそうであれば、先につながらないリスクがある事業というのを行う必要があるのかということです。
 - **原科共同議長** そうです。
 - **河野委員** 私が申し上げたいのは、そのようなリスクがある事業について、開発調査という形で環境影響評価をすること自体が必要なのか。つまり、それを先に繋げることが結論として出てこないリスクがある調査を実施することの意味は、何なのかという問題です。
 - **原科共同議長** そのようなことがあれば、先方国が提案してこないと思います。確率的な問題ですから、期待値として高いはずです。
 - **河野委員** それはつまり、先方政府の要望かどうなのかというところが、やはり最終的には重視されなければならないことだと思います。
 - **原科共同議長** どうぞ。
 - **鈴木** 今の点に関して、一言申し上げます。非常に重要なのは、このような形でガイドラインをきちんと作って、これは現地語訳というのはなかなか難しいと思いますが、少なくとも英訳して、JICAとしてこのような方針で環境社会配慮を全ての案件において行っていくのだということを、きちんと明示的に先方政府に提示していく。これは日本の中のことだけではなく、当然のことながら、カテゴリ A については相手国の EIA を求めていくわけです。
- 逆に言うと、JICA が考えている環境社会配慮なのですということを明示的に出していくことによって、先方政府が要請する案件といったものに対して、十分先程のアセスメントまで行き、その先が続かないのではないかという前の、そもそもこの案件を行うのかといったところで、先方政府自身が考えて、どのような案件を日本に要請すればいいのかということが、ある程度明確になるのではないかと思います。このガイドラインはそのような意味でも使え、非常に重要なものではないかと思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございます。そのようなことを期待したいと思います。今の件はよろしいでしょうか。それでは、他の件でいかがでしょうか。中村さん、どうぞ。
 - **中村氏** JICA 無償資金協力部の中村です。松本委員のペーパーの 6 ページ「5-1 初期環境社会調査」のところなのですが、ご質問というよりコメントという形にさせていただきます。1 つめの「カテゴリ B 案件は、基本設計調査の一部として必ず実施す

る」というところがございますが、私の理解では初期環境社会調査を確実にどこかで実施するということがご趣旨だと思います。予備調査、あるいは基本設計調査の段階で実施するという趣旨で理解してよろしいのでしょうか。そう申しますのは、カテゴリ B と一旦分類されたものであっても、初期環境調査の結果、A と判断せざるを得ない案件が出てくる可能性がございますので、そのような意味で、より早い段階でこのような調査をした方が、実務的には良い面がございます。そのような意味で、案件の情報によって、どれだけ種類別が出来るのかというお話はありますが、予備調査もしくは基本設計調査の中で、B に該当するような案件は、初期環境社会調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** その方が良いと思います。
- **原科共同議長** よろしいですか。では、他にございますか。小川委員、どうぞ。
- **小川委員** 松本委員のペーパーの中で、コンサルタントの選定の仕方等、かなり細かいものが入っておりまして、報告書に書くことは出来ると思うのですが、ガイドラインの文言にはならないと思います。そういった時に、このあたりのレベルの話を JICA としてどう扱えるのか。コンサルタントの選定要領のようなものを、公式に書き込む手続きがあるのか。そのあたり、どのような形か見通せない、あまり形にならないものを提言しても効率が悪いと思うので、お聞きしたいと思います。
- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょうか。
- **鈴木** ちょうど私もこの件について、一言意見を述べたいと思っていたところがございます。コンサルタントの件ですが、現実問題として現状について申し上げますと、事前調査に関わったコンサルタントは、本格調査に加われないことになっております。これは競争の公正性ということで、事前調査に加われば、当然ながら情報をたくさん持っておりますので、他のコンサルタントが本格調査の段階で競争しても不利ということで、加えておりません。そのような意味で公正性ということになると、コンサルタントの問題というのは、現状の事前調査は本格に加われないということは、大きなポイントだと思います。

ただ松本委員のご提案のところ、「事前調査の環境社会配慮に関わったコンサルタントが個人の資格で～」とありますが、この「個人の資格」というのは我々のイメージとしてよく分かりません。確かに事前調査の段階で、環境社会配慮の情報というのは非常に重要だと思いますので、それがきちんと本格調査の段階に反映されるということが、ここのポイントだと思います。人の問題というよりは、調査の中身ということだと思いますので、そこの部分をまず重要視して、どうすれば事前調査の内容が本格調査の内容に繋がるかということを考えていきたいということで整理できればというのが、ここの合同スコーピングのところだと思います。

次に実施体制のコンサルタントのパフォーマンス評価のところでは、実際にコンサルタントを選ぶ時、当然ながら選定委員というものをしておりまして、様々な観点からコ

ンサルタンの評価を行っております。あまり具体的な話ではないのですが、色々な角度からの評価を行っているのは事実でございます。ただ単に調査の回数だけということだけではなく、当然ながら事実です。調査の質は問うております。ただまさに小川委員がおっしゃられたように、ガイドラインでそこをどう書き得るのか、我々も現段階で、コンサルタンの選定基準を見直すということに直接結びつき得るのか、今すぐに回答できる部分ではございません。現状の何がコンサルタンの評価で問題になっているかというのが明らかにならないと、経験的に選定基準というものは変えられるものではありません。きちんと選定基準を持って行っておりますので、変えられるものではないと思います。これは内部を含めて考えなければいけないと思います。

- **原科共同議長** 少々よろしいでしょうか。選定理由は、どの程度公表するのですか。選定理由書というのを作ると思うのですが、公表はしないのですか。
- **鈴木** 不採択になったコンサルタンต์に対しては、不採択の通知を致しますし、その逆に採択の場合も致します。
- **原科共同議長** 選定理由書というものは作らないのですか。随意契約だったら、選定理由書を作りますよね。
- **鈴木** 随意契約の場合は、何故随意契約だったかというのは、当然ながら作ります。
- **原科共同議長** 選定する選定委員会を設けて、選定理由書を付けて、それで行うのではないのですか。どのような仕組みでしょうか。そのところが不透明ということなのです。だからそのような問題が起こるのだと思います。私は前回の長野の件で申し上げましたが、我々のコンサルタンの選定は、公開のプレゼンテーションを行います。これを是非模範にして下さい。全てどんな提案をしたか、分かるわけです。その公開の審査会の前に、選考基準を公表します。選考プロセスはもちろんクローズします。終わったら、選定の結果を公表して、このようなことをしましたという形で説明します。このようなことをすれば、理解してもらえんと思います。そこまでしなくても、これからはそれに近いことをして欲しいと思います。そうすれば、コンサルタンต์も頑張ると思います。今回なんと 23 社も応募がきました。皆さんがご存知のコンサルタンต์が 23 社です。公開すれば、このようなことになるのです。
- **國島共同議長** 今の鈴木委員のあるプロフェッションを持った立場の人が、仕事自体は時系列的に非常に質と量が変化していく。発注の仕方としては、これから 4~5 年かかるから、これだということに発注したいが、日本の予算の関係上、単年度予算が原則だというような専門性をきちんと発揮させて、仕事を民間の人にしてもらうのは、非常に不適当な予算制度だが、行政の仕事だから従わなければならないというような制約条件の中で、今言ったように事前調査に加わったコンサルタンต์は、その次の段階の仕事を取りに行く時には、前の情報を良く知っているから、新規参入する人に比べて有利である。だからそれは排除して、仕事の平等性をしっかり発揮するのだという従来の考え方を、これにも当てはめてみると、それは何を意味するかと申しますと、環境社会配慮

ということを精査する、いわゆるコンサルタント業務というものは、大して難しいものではない。少々先に行っていれば、圧倒的な有利性がある。

それは公共工事の設計をした業者は、施工をしてはいけない。施工をしたければ、設計を別の会社にするということがあります。それは施工がやりやすいような設計を、施工業者が行うとおかしくなるということなのです。施工がしやすい設計をして何がいけないのですか、安くていいものが出来ればいいのではないかと出てきます。今言ったように、事前調査をして、よく内容を知っている業者がその次の本格調査を行い、より高度なものを、より安くして何が悪いのですか、税金の節約になり、品質も良くなるではありませんかという、ごく当たり前の論理に対しては、なかなか対抗できません。

一番の質問は、そもそも環境社会配慮という仕事の専門性、難しさ。それは技術的にも、その人の人間の総量判断力も、倫理的な面。例えば橋梁の断面を使って、仕様書通りに決めて、コンピューターを使って計算をしてというよりは、普通に考えれば複雑で、やっかいな仕事に見えます。今言ったように、難しく専門性があるとすると、逆に松本委員のご提案のように、だからこそそのような連続的な人材の活用が必要である。今までのやり方を少し変えるというように、そのような方向からも一回見なければいけないと思います。ただ、私自身は実際に環境社会配慮という仕事について、たくさん見ていたわけではないので、専門性や難しさについては、私はかなり難しいことではないのかということを中心に、今の意見を申し上げたのですが、そのあたりはコンサルタントの方に、私の認識そのものについても教えて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** それでは佐々木委員、いかがでしょうか。
- **佐々木委員** 話が少しずれるところから始めてしまうかもしれませんが、過去のパフォーマンスを評価するという時に、過去に活躍する場所が与えられていたのかというところに戻って頂かないと困ります。本格開発調査で、社会配慮団員が何回現地に行けるのか、何ヶ月そこにいられるのか、タイミングよくいられるのか。そのような条件が十分にはセットされていないと我々感じております。今、発注されている形態の中で、十分その時間を与えられていない。その状態で、過去のパフォーマンス、一部分の環境社会配慮団員が評価されるというのは、我々としては割に合わない、おかしいと思います。

同時にもう1つ、どのように今ある議論を繋げるかという時に、我々伝えていることでは、調査の中に参加した「評価対象団員」の仕事が終わった時の評価が、公開されるようになると聞いております。公開される内容の中に、特に環境社会配慮団員のパフォーマンスを評価するのは重要ですが、同時に、それ以上に重要なのは、プロジェクトマネージャーのチームリーダーの評価の中に、環境や社会のことをどれだけ重要に扱ったかということ、きちんと評価すべきだと思います。私はいつも言っているのですが、それは「態度の問題」であって、「技術の問題」ではありません。橋梁の仕事や、メインストリームの計画の仕事について、エンジニアであっても、プランナーであっても態

度の評価をすべきだと思います。その評価指標があれば、コンサルタントの選定の時にも、その結果の公表される時にも、十分意味を持つものであり、環境配慮団員を大事にする、チームの端に置かない、邪険にしない、きちんと重要に扱う。その中で十分メインストーリーミングするという態度を評価すべきだと思います。その態度が現れる環境が資源だと思います。

発注される段階の環境の条件と共に、環境・社会団員が力を発揮する段階にすれば、それは十分に個人の専門家を評価するに足る条件が揃うと思います。原科共同議長や皆さんがご存知のように、国内の環境アセスの業務というのは、何人もの個別の専門家、生物や植物や非常に特殊なものも含めて、何人もが関わっているのにも関わらず、海外での ODA 事業の F/S というのが、ほんの一人である。その団員は色々なリソースや、自分の仲間の知恵を使ったり、現地のローカルコンサルタントの知恵を使ったりして行っているのですが、非常に無理がある状況です。別のところで議論がありました、調査の中の環境評価の配慮評価と調査評価、現地の法 EIA のため調査をどのように重ね合わせるかというところで、どれだけ十分出来るかというのは、そのプロジェクトごとに、仕事に対する条件が変わってきます。それも含めて評価されないといけないと思います。もう一度申しますが、第一に言いたかったことは、プロジェクトマネージャーを評価すべきだと思います。

- **原科共同議長** はい。ありがとうございます。この件は大事な問題だと思います。特にある意味では、クオリティコントロールと申しますか、このようなプロセスの品質管理上大事なことです。どのような資源投入をするかという意味で、人員の配置。これがきちんと確保できるような工夫をして頂きたいので、書き方の工夫も必要ですが、趣旨としてはこのようなこととして頂きたいと思います。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 先程の鈴木委員の問題意識等をどうしようかとお考えになっていることは、非常に大事なことなのですが、私は結局今佐々木委員がおっしゃったように、人あるいは人のグループの選定や評価を、金が伴った仕事を施行しながらしなければなりません。前にされた方を後はさせない、何かの時に誰かをしっかりと評価するとか、点数をつけるとか、それはしてもいいのですが、結局は私的な財源で行っているわけではないので、やりたい人は自由に来て下さい、コミットして下さい、我々は我々で好きに選定しますというプロセスをとにかく透明にする。公開という言葉に気が差すようでしたら、興味のある方にとっては、プロセスを全て閲覧可能にする。そのようなやり方で、行う方が、私はこれから 10 年や 20 年の長いスパンで考えると、いいのではないかと考えております。
- **原科共同議長** 私もそう思います。それも公開ですね。あまり公開というと、極端なことを考える方もいらっしゃるの、今おっしゃったのは透明性ということですね。私もそのような意味で、國島共同議長がおっしゃったような同じことを思いました。事前調査・本格調査が同じコンサルタントではいけないということ、トータルで考えて、そ

れが本当にいいのかという疑問は、無きにしても非ずという感じがします。公正性というのは本当に公正なのか、基準の取り方によってはどうだろうと思います。その公正性の理由は、例えばこれが公開コンペで必ず行うのであれば、情報量は圧倒的に違うのですが、これは違いますね。そうすると何か分からないという気もします。

- **神氏** 農林水産開発調査部の神です。先程原科共同議長から、どのように行っているのかと、評価の結果（選定理由書）を作成しないのかというお話がありました。プロセスを若干ご説明致します。こちら側で業務指示書を作りまして、その中に具体的な団員の候補、分野、**Man/Month** を目途として記載しまして、それに基づいてプロポーザルを作成して頂きます。そのプロポーザルに書かれた評価の対象団員について、過去の経験や語学力、資格を評価して、点数をつけることによって、最終的に順位を決めて、その順位の上位の社と契約をする。調査の結果については、プロポーザルを出して頂いた会社の人には、何位だったかということを含めてご報告をしているというプロセスです。

そういったプロセスを本格調査で行っておりますが、先程鈴木委員からご説明があったように、事前調査というのは本格調査に必要な **TOR** を書くということと、実際その **Man/Month** がどのくらいかということ想定する議論に参加しますので、そこが事前調査に参加した人が本格調査にすることが、自分の **TOR** になり得るものを書くということが、果たして妥当なのかということが、疑問にあるということ。もう1つは、本格調査に参加する段階で、競争原則をとっておりますので、どこかの社に入ることによって、優位に働くという競争の公正性が保たれないのではないのかという理論だと思います。

それを透明にして、きちんと評価すること自体は、非常に重要なことだと思いますが、現状で難しいと思っていることは、事前調査に参加した団員にとっては、本格調査に参加するという時点において、他の事前調査に参加されていないコンサルタントに比べて優位性はあると思います。その場合、事前調査における審査をきちんとすることによって、本格調査の参加を担保するためには、事前調査の段階できちんとしたスクリーニングを行うということが、1つの方策かと思います。現状では事前調査の団員というのは、非常に簡易なプロポーザルによる審査ですので、我々の審査手続きが十分であるかどうかについては、さらに検討しなければいけないと思っております。

- **原科共同議長** 分かりました。ありがとうございます。それこそ事前調査のパフォーマンスと申しますか、事前調査で今佐々木委員がおっしゃったような意味での、きちんとどの程度活動されたのかという評価も加われば、事前調査をしたから有利とは限らず、その評価が悪かったら不利になります。よくやったところが評価されないで、本格調査をはずされるのもどうかと思います。つまり地域とのコンサルテーションが非常に大事ですから、それまで事前調査でしてきたことが活かされなくなります。現地からしてみれば、「なんだ、人が変わってしまった」ということになりますので、かえって不信感が生まれる場合もございます。特に深刻な状況の場合。そのようなことを考えると、こ

の場合に担当員を変えてしまうのが、本当にいいのかという疑問を持ちます。佐々木委員、どうぞ。

- **佐々木委員** 競争という部分で、やはり今のようなシステムでもいいとは思いますが、前に事前調査なり、これから改善されれば、時間を使って調査が出来る段階を経験した人が、後で活用されないというのはもったいないというご意見でした。事前調査に一緒行った官の団員の方と、民間の団員の人達は、最初の段階では同じチームとしてプロジェクトデザインします。官の団員の方達は、ほとんどが作業監理委員会の委員になり、民間の団員はどこかなくなります。もしそこで、官の団員の方と一緒に、初期の段階でもいいので、一緒にいれば、初期のインセプションに乗り込む段階で、本格調査の別のグループと一緒に乗り込むことも出来ますし、最初の段階の情報や引継ぎがしやすいかもしれません。

本格調査を頻繁に行っている我々から言わせてもらおうと、これまでのスキームですと、事前調査に参加したほんの2~3週間のコンサルタント経験は、我々が1、2ヶ月もいれば、あっという間に追いついてしまいますので、比較的有利です。監理委員のみなさんより、ローカルなノーリッジが増えてしまいますので、そこで古い2~3週間で得た知識で、物をたくさん言ってもらっても非常に困ってしまうということが起こってきます。そのような意味では、最初の段階を手伝って頂ければ、非常にありがたいと思います。

- **原科共同議長** それは、これまでの事前調査で、それほど時間をかけなかったからそうであって、これからは事前調査の中身自体を変えようという議論もしておりますから、少々違ってくると思います。
- **佐々木委員** どうでしょうか。
- **原科共同議長** 変わらなかったら、事前調査をきちんとしようという理屈が合わなくなってしまう。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 大分お騒がせしましたが、私がこれを書いた方がいいと思ったのには理由があります。もちろん制度として、いい制度ということ以上に、私が聞いた範囲では、適切に環境社会配慮面で団員を配置出来ていないという声を聞いております。これが間違いであれば、現行通り行えばいいと思います。私はコンサルタントではありませんので、本格調査に加わったこともありません。私は何ら利害関係がない分、色々異なる声に接することができるという意味で、色々聞いてみると、この段階で環境社会配慮団員を適切に配置出来ていないという声を聞いたものですから、それは団員をきちんと確保できる方法を取った方が良くと思って書きました。
- **原科共同議長** この段階というのは、本格調査の段階でということですか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** もちろん事前調査もそうだったので、事前調査も書きましたが、本格調査の段階でもそうです。事前調査の場合は、書いたと思います。そこにきちんと、団員を確保すると書いたと思います。ここの段階では、事前調査より本格調査の方が重いのですから、本格調査を取りたい人は、事前調査に入らないので、結局本

格調査を狙って入ってくる人達がいる、この中できちんとした人材が配置されているかどうかということに疑問の声があったので、コンサルタントの選定に色々問題があるのかと思ってそう書いたのです。現実に行っている人達が、実はそのような問題を感じていないのであれば、実態としては要らないと思います。

それからもう1つは、4-1に関わっていることですが、私がここで書いているとおり、必要なのはスコーピングまでだと思うのです。全部をしようと言っているわけではありません。スコーピングまでは、事前調査に関わった人達がいた方がいいということで、そのような意味では佐々木委員と全く同じです。本格調査まで関わるべきだということは全く思っておりません。最初の段階が非常に重要だと思うので、スコーピングまで関わる方法、4-1 で書いた「この段階では」というのは、合同スコーピングのことですので、ここの段階では、いた方がいいのではというのが意見です。従って、4-1 についてはそのような意味ですし、4-3 については、私は問題がないのであれば要らないと思います。私自身は問題があると聞いていたので入れました。

- **原科共同議長** そうしますと、合同スコーピング段階で事前調査に関わった専門家が関与できるシステムを作った方がいい。これは色々あり得ます。これは佐々木委員もそのようなことですか。
- **佐々木委員** それは同感です。非常にいいことだと思います。プロジェクトによっては、環境や社会の配慮団員は、十分にいい人を入れていないという声が聞こえてくるとすれば、それはプロジェクトに対する周辺からの要求が、十分環境や社会を重視しろ、影響が足りないということだと思います。

ですからそれは、プロジェクトチームを編成することを考える、プロジェクトを受注しにいこうとする段階で、非常に情報を重視しているということを伝えたり、実際にプロジェクトを行っている段階で、その状況を伝えたりすることによって、当然先程私が申し上げましたように、プロジェクトマネージャーをその面で評価するということの仕組みが出来上がれば、十分優秀な人を入れなければならない、資料に優秀な人も入ってくるというリンクが出てくるのではないかと思います。今のところは非常にマイナーな団員です。多くの環境配慮団員は、マイナーな団員です。主流にならなければいけません。

- **原科共同議長** それでは、鈴木さんどうぞ。
- **鈴木** 分かりました。松本委員のご趣旨も分かりましたし、佐々木委員のおっしゃることも非常に分かりました。おそらくこれまで環境社会配慮というものをどの程度、例えばカテゴリ分け A、B、C というような形で、現状では行ってきませんでしたし、やはりそこで環境というところは見ていたとしても、社会面を含めたきちんとした調査をしなければならぬという部分が、きちんと定められていなかった。あるいはガイドライン上に明記されていなかった部分もあるかと思います。

それが影響を及ぼして、団員構成においても、環境面・社会面というのをきちんと書

き分ける。十分に書き分けられていなかったということがあると思います。ですから、このガイドラインによって、環境面・社会面に、きちんとカテゴリ A 案件は、このようにしていくべきだということが明記されれば、それがきちんと今後の調査に反映する。それにあたっては、そのような団員も配置するようという業務指示を出すこととなりますので、改善していかなければいけないと思っております。

- **原科共同議長** マイナーからメジャーに変えていくということです。そう致しましょう。残り 15 分しかございません。他の情報も提供させて頂きたいと思っております。「EC.9/3 rev.」の 1 ページの下 (2) に来まして、⑤までなんとか辿り着いたと思います。(3) について今日は無理ですので、その前までで切り上げたいと思います。この範囲の中で何かご意見があれば、頂きたいと思っております。

- **小川委員** まとめ方の相談と申しますか、一言申し上げたいと思います。外務省からの資料に基づいて、スキーム別に細かい議論が成されたと思います。私は、それは大変いいことだと思います。報告書というよりもガイドラインに書く時に、どのようにして書くか。そのあたりは我々の考えがまだ不安定だと思います。今日のような議論を書くのであれば、スキームごと、開発調査の予備調査、無償資金の予備調査等、そこまで限定した上で書かないと現実性がないと思います。

一方、JICA の作成した資料は、そのようなリクエストがあったので、横断的に個別のスキームに触れない形でまとめられています。これをどのように使うかということが、ドラフトのところになるわけですが、私の今の感じは、この位のリクエストだったので、統一的に一巡は書く必要があるだろうと思っております。そうしますと、かなり抽象的なものでなければならない。少々具体的なものになりますと、すぐにスキームに触れて書かざるを得ないので、かなり粗いものしか書けないだろうと思っております。一方、具体的にガイドラインとして意味を持つものは、やはりスキーム別に手続きのところは、もう一度書き下ろさないとならないというような気がしております。

- **原科共同議長** ありがとうございます。それ以外にご意見ございますか。河野委員、どうぞ。
- **河野委員** 時間があまりないので、次回にして頂ければと思うのですが、松本委員が作成されたマスタープランのところでは、これは、実は私がイメージ出来ないと思しますか、よく分からないというのが正直な気持ちです。8 ページのスクリーニングのところ、「その中に含まれることが予想される個別の事業、あるいは複数の事業による累積的な影響によって」というところなのですが、当然マスタープランはカテゴリ A、B、C に基づいて、物事を考えるのだと思います。

JICA で実例があればご紹介頂きたいのですが、例えばどこかの地域の観光事業開発等について、マスタープランを作って欲しいという要請がきた場合、例えばそこは対象地が自然保護地域であった。住民の所得改善のために観光開発をしたいというケースがあったとして、これはマスタープランを作る場合には、色々な代替案を考えるとしま

す。観光道路を作る、ロープウェイを作るというようなやり方もあるでしょうし、あるいはエコツーリズムという発展の仕方もあるだろう。色々な料理の仕方があるような場合に、スクリーニングの段階で、どこまでカテゴリ分けが出来るのだろうか。これは多分、事例に即して考えた方がいいと思います。しかしそのあたりを考えないと、マスタープランの扱いというものは非常に難しいという気がしますので、このような点について次回以降で扱ってはどうかと思います。

-----◇-----

- **原科共同議長** そうですね。おっしゃるとおりだと思います。時間が10分少々でございますので、ここで今日の議論を一区切りつけます。もう1つ情報提供ということで、資料「EC.11/4」で、提言起草グループから、今日の段階までをまとめて頂きました。これについて、起草グループの幹事役である小川委員からご報告を頂きたいと思いますが、よろしいですか。
- **小川委員** 小川でございます。お出ししたものは、前回のリクエストにありました、JICAの論点案です。これの中で、手続きに入る前の基本的な考え方について、一回ドラフトをしてほしいということで、作ったものでございます。うまく整理出来ていないところは、論点案というのは、必ずしもそのまま報告書やガイドラインになる体裁のものではありませんので、ある部分はガイドラインの文言に落ちるものもあれば、ある部分はガイドラインに出てこないで、報告書の説明書きにしかならないようなところもございます。そのあたりは、報告書全体の枠組み、それからガイドラインの全体の枠組み、構図を決めないと、うまく位置付けられないところがございます。ですから、そちらの議論なしに、ここだけ書くということは、相違がある部分がございますが、そのような前提で最大限トライしたものでございます。

前段に書いてある「基本的事項」は、ガイドラインの中身そのものとして落とせそうなところ、ガイドラインの言葉として書いてみたところ。本章の中身についてのご紹介は、省きたいと思います。

3ページ目にいきますと、下に「基本的事項以外に入るパーツ」というグルーピングがございますが、報告書には出てくるが、ガイドラインには出てこないという位置付けであろうと思われるところです。ですから、今のところ位置付けをどうしたらいいかという決まりはないので、単に短冊としてこのような文章が報告書に入るだろうということ、書き下ろしたものです。

それから議論の状況であります。やはり1つ1つ書き出すと、1つ1つ色々な議論が出てきます。起草グループの中でも、その場合はすぐに決めるということが出来ないことは半分くらいあります。そこは再度本会議に戻して、議論をして頂かないとならないということで、ペンディングにしているところが多々あります。現在のところはそのような状況です。

-----◇-----

- **原科共同議長** はい。どうもありがとうございます。何か簡単なお質問等ございますか。よろしいですか。それでは今ご紹介頂いたように、作業を進めて頂いております。では、最後に今後の予定でございます。改定委員会のスケジュールという 1 枚の紙を追加で、先程の休憩の時に配布致しました。ご覧のように、当面 5 回は行います。7 月 11 日が第 12 回、7 月 14 日が第 13 回。場所が毎回変わりますので、よく確認して頂きたいのですが、11 日は JICA の本部（新宿）で、この日は 4 時間を予定しております。それから、第 13 回は提言・起草の作業に本格的に入る前の最終を目標としておりますが、この日は 4 時間 30 分ということになります。かなり長く、4 時間 30 分で終わればいいのですが、もしかすると 5 時間、6 時間かもしれません。今日くらい議論をしないと、なかなか中身が固まってこないのもう少し時間がかかるかもしれません。そのような予定をしております。

ですから、14 日で切り上げて、提言の起草の作業をお願いするということになります。これはまたハードスケジュールですが、それから 3 週間ほど経ちまして、第 14 回を 8 月 7 日に行う予定です。8 月 7 日は幡ヶ谷で行います。この段階でドラフトを出して頂いて、またこの委員会で議論することになります。この起草したものに対する議論は、8 月 7 日と 8 月 21 日と 2 回考えております。これも具体的なものになってきますと、色々議論が出てくる可能性がありますので、予備の日として 8 月 22 日もご覧のように予定しております。第 14、15 回で終われば結構なのですが、第 16 回もあり得ます。これくらい行えば、何とか提言がまとまるのではないかと思います。この提言は、この委員会としての提言ですから、我々の意見として出しまして、その先がございます。これを受けまして、JICA のご担当の方で具体的なガイドライン案を作ってください。ドラフトが出来ましたら、委員会にフィードバックするのでしょうか。

- **鈴木** 出来ればそうしたいと思います。
- **原科共同議長** 公表前にフィードバックして頂いて、委員会の提言に対して、どうお応え頂いたかというレスポンスを確認、意見を出させて頂いて、若干の修正があるかもしれません。その上で、JICA が独立法人になった時に、これをパブリックコメントにかけるということです。そのようなことで、当面大変厳しいスケジュールですが、その先はそのようなことになっておりますので、どうぞよろしくご協力頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。小川委員どうぞ。
- **小川委員** スケジュールについてなのですが、現実的に出来るかということで、私は正直に申し上げて、このスケジュールは大変危惧しております。今まで一連で議論しておりますが、あくまで論点に触れたというレベルです。かなり漏れがあると思います。例えば理念を掲げるべきではないかというご指摘が何回かありましたが、その理念の中身については、まだ議論されていないということがございます。

それから、この論点の中でも、この検討委員会として合意された結論が出ているところ、実際にはかなり少ないと思います。実際のディスカッションは、ドラフト

イングが出てきて、初めて始まると思います。誰も物が出てこないから、まじめに考えられないというところもありますので、早いうちにドラフティングベースで議論を始めるといことは、いいことだと思います。その中でドラフティングの各項目について、相当議論が出ると思います。例えば、我々起草グループで作ったものを出しても、半分くらいの方は疑問に思うものが出来てしまうかもしれません。そうすると、そこからまた本格的な議論が始まるわけです。

私の感じで、この3回のスケジュールですと、ドラフトがかなり完全なものが出てきて、すでに9割がたは合意されているとうドラフトがあつて、この3回でようやく終わるスケジュールではないかと思ひます。それを考えますと、この3回でまとまるということについて、あまり期待しない方がいいと思ひます。正直なところを申し上げておきます。

- **原科共同議長** そうですね。そのような可能性は私も高いと思ひますが、目標として掲げました。下手をすると、8月7日はこのような予定ですが、そのあと21日、22日で終わらないと、もう少し8月の回数を増やすか、9月までかかるかという可能性はあると思ひます。そのようなこともあります、とにかく8月7日には起草したものを出して頂いて、さらに議論するということにしたいと思ひます。

- **國島共同議長** 起草したものが出来るということが、この委員会を開いたそもそもの最終目的ではなく、JICAがガイドラインの案を作ることが一区切りとして、第1次の成案となり、パブリックコメントをかけられるガイドラインであります。

小川委員は誠実にお考え頂いて、極端に言えば完璧なものを起草したいという非常に強い気持ちと、情熱が伝わってきたのですが、共同議長として、いいものを出して頂くことは大変有難いのですが、先程の9割の合意というものは、このような多種多様な委員に来て頂いている時に、9割というのは、よほど先生者みたいな方がいらっしゃるか、非常に常識的な議題でない限り、なかなか難しい。乱暴な言い方で恐縮ですが、是非気楽にのびのびとして頂いて、原科共同議長が先程おっしゃったように、このような工程で大らかな気分で進めて頂ければと思ひます。いい加減な言い方で恐縮ですが、そのようをお願いしたいと思ひます。

- **小川委員** 改定委員会は、議長の采配でございますので、お任せ致します。
- **原科共同議長** いずれにしても、スケジュールの制約がございますので、できるだけいいものにしたいと思ひますが、國島共同議長がおっしゃったように、そういったことも考えながら、バランスのいいところで、この予定通りに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。ただ8月は若干回数が増える可能性があり、9月には並行してガイドラインを作る作業を始めて頂くような形でもいいと思ひます。それでは時間になりましたので終了致します。どうもありがとうございました。次回もよろしくお願ひ致します。

-----◇-----

午後六時一分 閉会